

頁	旧	新	改正理由																		
1	<b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の目的方針</b>	<b>第1編 総則</b> <b>第1章 計画の目的方針</b>																			
1	<b>第1節 計画の目的</b> (略)	<b>第1節 計画の目的</b> (略)																			
1	<b>第2節 計画の性格及び基本方針等</b> <b>1～2</b> (略) (追加)	<b>第2節 計画の性格及び基本方針等</b> <b>1～2</b> (略) <b>3 他の計画との関係</b> (1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画が策定された場合は、同計画を指針とするものとする。 (2) 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	国土強靱化計画の策定																		
2	<b>第3節 計画の構成</b> (略) <table border="1" data-bbox="206 1018 1039 1359"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等</td> </tr> <tr> <td>第2編 ～ 第6編</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	構 成		主な内容	第1編	総則	大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等	第2編 ～ 第6編	(略)	(略)	<b>第3節 計画の構成</b> (略) <table border="1" data-bbox="1108 1018 1942 1359"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等</td> </tr> <tr> <td>第2編 ～ 第6編</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	構 成		主な内容	第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等	第2編 ～ 第6編	(略)	(略)	表記の整理
構 成		主な内容																			
第1編	総則	大規模地震の被害想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等																			
第2編 ～ 第6編	(略)	(略)																			
構 成		主な内容																			
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等																			
第2編 ～ 第6編	(略)	(略)																			

頁	旧	新	改正理由
2	(追加)	<p><b>第4節 市地域防災計画の作成または修正</b></p> <p><u>市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</u></p> <p><u>同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。</u></p>	対策の追加
3	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 本市の特質と災害要因</b></p>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 本市の特質と災害要因</b></p>	
3	<p><b>第1節 本市の特質と災害要因</b></p> <p>1 自然条件</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>江南市は、東経 136 度 52 分 24 秒、北緯 35 度 19 分 44 秒に位置し、愛知県の北西部に位置している。地域は、東西 6.125 キロメートル、南北 8.76 キロメートル、周囲 32.0 キロメートルであり、面積は、30.17 平方キロメートルである。</p> <p>(2) 人口</p> <p>平成 26 年 12 月 1 日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。</p> <p>人口 101,225 人 世帯数 39,428 世帯</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第1節 本市の特質と災害要因</b></p> <p>1 自然条件</p> <p>(1) 位置・面積</p> <p>江南市は、東経 136 度 52 分 24 秒、北緯 35 度 19 分 44 秒に位置し、愛知県の北西部に位置している。地域は、東西 6.125 キロメートル、南北 8.76 キロメートル、周囲 32.0 キロメートルであり、面積は、<u>30.20</u> 平方キロメートルである。</p> <p>(2) 人口</p> <p><u>平成 27 年 6 月 30 日</u>現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。</p> <p>人口 <u>101,206</u> 人 世帯数 <u>39,766</u> 世帯</p> <p>(3) (略)</p>	数値の更新
3	<p><b>第2節 県内における既往の地震とその被害</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 県内における既往の地震とその被害</b></p> <p>(略)</p>	
5	<p><b>第3節 社会的条件</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 社会的条件</b></p> <p>(略)</p>	

頁	旧	新	改正理由
6	第1編 総則 第3章 被害想定	第1編 総則 第3章 被害想定及び減災効果	
6	第1節 基本的な考え方 (略)	第1節 基本的な考え方 (略)	
6 9	第2節 地震被害の予測 1～2 (略) (追加)	第2節 地震被害の予測及び減災効果 1～2 (略) 3 減災効果 <u>(1) 減災効果の想定で前提とした対策</u> <u>減災効果の想定で見込んだ対策は次の3点とする。</u> ○ <u>建物の耐震化率100%の達成</u> ○ <u>家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成</u> ○ <u>全員が発災後すぐに避難開始</u> <u>(2) 減災効果</u> ○ <u>「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。</u> ○ <u>「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。</u> ア 建物被害 <u>※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方(18時)を想定</u> <u>—：わずか</u>	減災効果の追加

頁	旧	新	改正理由														
9		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">過去地震最大モデル</th> <th colspan="2">理論上最大想定モデル</th> </tr> <tr> <th>対策前</th> <th>対策後</th> <th>対策前</th> <th>対策後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揺れによる全壊</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>約20棟</td> <td>約8棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 人的被害            ※被害が最大となるケースを想定            死者（冬、深夜5時発災、早期避難率低） わずか</p>		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル		対策前	対策後	対策前	対策後	揺れによる全壊	二	二	約20棟	約8棟	
	過去地震最大モデル			理論上最大想定モデル													
	対策前	対策後	対策前	対策後													
揺れによる全壊	二	二	約20棟	約8棟													
10	第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 (略)	第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 (略)															
13	第1編 総則 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第1編 総則 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱															
13	第1節 実施責任 (略)	第1節 実施責任 (略)															
13	第2節 処理すべき事務または業務の大綱 1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(3) (略) (追加) (追加) (4)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table> 2 県及び県関係機関	機関名	内容	市	(1)～(3) (略) (追加) (追加) (4)～(18) (略)	第2節 処理すべき事務または業務の大綱 1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(3) (略) (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6)～(20) (略)</td> </tr> </tbody> </table> 2 県及び県関係機関	機関名	内容	市	(1)～(3) (略) (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6)～(20) (略)	対策の追加						
機関名	内容																
市	(1)～(3) (略) (追加) (追加) (4)～(18) (略)																
機関名	内容																
市	(1)～(3) (略) (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6)～(20) (略)																



頁	旧		新		改正理由
18		(2) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3)～(5) (略)		(2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3)～(5) (略)	表記の整理
	(追加)	(追加)	<u>日本放送協会</u>	(1) <u>警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u> (2) <u>警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合</u> <u>には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</u> (3) <u>地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</u> (4) <u>地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する</u> <u>情報等の放送を行う。</u> (5) <u>平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</u> (6) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u> (7) <u>災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図</u> <u>る。</u>	指定公共機関の追加
	西日本電信電話株式会社	(略)	西日本電信電話株式会社	(略)	
	日本郵便株式会社	(略) (1)～(3) (略) (追加)	日本郵便株式会社	(略) (1)～(3) (略) (4) <u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあ</u>	対策の追加

頁	旧		新		改正理由	
19		(4) (略)		<u>てた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u> (5) (略)	指定公共機関の追加	
	東邦瓦斯株式会社	(略)	東邦瓦斯株式会社	(略)		
	中部電力株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措施等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。	中部電力株式会社、 <u>関西電力株式会社</u> 、 <u>電源開発株式会社</u>	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措施等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。		
19	(追加)	(追加)	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	(1) <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) <u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u> (4) <u>災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> (5) <u>電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u>	指定公共機関の追加	

頁	旧		新		改正理由																
19	(追加)	(追加)	<u>KDDI株式会社</u>	(1) <u>災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。</u> (2) <u>災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> (3) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u>	指定公共機関の追加																
20	株式会社NTTドコモ	(略)	株式会社NTTドコモ	(略)																	
20	(追加)	(追加)	<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(1) <u>災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u> (2) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u> (3) <u>災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	指定公共機関の追加																
20	<b>6 指定地方公共機関</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県尾張水害予防組合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	内容	愛知県尾張水害予防組合	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	(略)	名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。	<b>6 指定地方公共機関</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県尾張水害予防組合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、<u>橋梁</u>、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	内容	愛知県尾張水害予防組合	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	(略)	名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、 <u>橋梁</u> 、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。	表記の整理
機関名	内容																				
愛知県尾張水害予防組合	(略)																				
一般社団法人愛知県トラック協会	(略)																				
名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。																				
機関名	内容																				
愛知県尾張水害予防組合	(略)																				
一般社団法人愛知県トラック協会	(略)																				
名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、 <u>橋梁</u> 、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。																				



頁	旧		新		改正理由
		(2)～(9) (略)		(2)～(9) (略)	
	一般社団法人 愛知県LPガス協会	(略)	一般社団法人 愛知県LPガス協会	(略)	
	7 (略)		7 (略)		
22	<b>第2編 災害予防</b> <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		<b>第2編 災害予防</b> <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		
22	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b> (略)		<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b> (略)		
23	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b> 1～4 (略) <b>5 ボランティアの受け入れ態勢の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 (略) また、市においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を受講させるものとする。		<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b> 1～4 (略) <b>5 ボランティアの受け入れ態勢の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 (略) また、 <u>市及び県</u> においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、 <u>県が実施するコーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等</u> を受講させるものとする。 <u>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u>		表記の整理
26	(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)		対策の追加
26	<b>第3節 企業防災の促進</b> (略)		<b>第3節 企業防災の促進</b> (略)		

頁	旧	新	改正理由																																				
28	第2編 災害予防 第2章 建築物等の安全化	第2編 災害予防 第2章 建築物等の安全化																																					
28	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震 推進</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通・ライフ ライン関係施 設等の整備</td> <td>施設管理者 等</td> <td>1 施設の耐震性強化及び被害を最小 限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第2節を分割</td> </tr> <tr> <td>第3節 文化財の保護</td> <td>市</td> <td>1 所有者と連携した適切な措置</td> </tr> <tr> <td>第4節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備</td> <td>市</td> <td>1 「地震対策緊急整備事業計画」及び 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基 づく施設等の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震 推進	市	(略)	第2節 交通・ライフ ライン関係施 設等の整備	施設管理者 等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小 限にとどめる予防措置	(追加)	(追加)	(追加) ※第2節を分割	第3節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置	第4節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基 づく施設等の整備	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震 推進</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>交通関係施設 等の整備</u></td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>ライフライン 関係施設等の 整備</u></td> <td><u>施設管理者等</u></td> <td>1 <u>施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 文化財の保護</td> <td>市</td> <td>1 所有者と連携した適切な措置</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備</td> <td>市</td> <td>1 「地震対策緊急整備事業計画」及 び「地震防災緊急事業五箇年計画」 に基づく施設等の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震 推進	市	(略)	第2節 <u>交通関係施設 等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置	第3節 <u>ライフライン 関係施設等の 整備</u>	<u>施設管理者等</u>	1 <u>施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置</u>	第4節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置	第5節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及 び「地震防災緊急事業五箇年計画」 に基づく施設等の整備	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 建築物の耐震 推進	市	(略)																																					
第2節 交通・ライフ ライン関係施 設等の整備	施設管理者 等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小 限にとどめる予防措置																																					
(追加)	(追加)	(追加) ※第2節を分割																																					
第3節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置																																					
第4節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基 づく施設等の整備																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 建築物の耐震 推進	市	(略)																																					
第2節 <u>交通関係施設 等の整備</u>	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置																																					
第3節 <u>ライフライン 関係施設等の 整備</u>	<u>施設管理者等</u>	1 <u>施設の耐震性強化及び被害を最 小限にとどめる予防措置</u>																																					
第4節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置																																					
第5節 地震防災上緊 急に整備すべ き施設等の整 備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及 び「地震防災緊急事業五箇年計画」 に基づく施設等の整備																																					

頁	旧	新	改正理由
28	<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p>	<p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p>	
1	<p><b>市における措置</b></p>	<p><b>市における措置</b></p>	
(1)	<p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
(2)	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p>	<p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
29	<p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で</p>	<p>また、同法に基づき、<u>市内建築物が、県より、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物</u></p>	<p>対策の追加</p>
	<p>建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐</p>	<p><u>として指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)</u>を指定された場合、そ</p>	
	<p>震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞</p>	<p><u>の建築物に対し、県への耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>	
	<p>する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務</p>		
	<p>づけることとする。</p>		
	<p><b>2 耐震改修促進計画</b></p>	<p><b>2 耐震改修促進計画</b></p>	
(1)	<p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
(2)	<p>(略)</p>	<p>(2) (略)</p>	
	<p>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる</p>	<p>(削除)</p>	
	<p><u>避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿</u></p>		<p>構成の整理</p>
	<p><u>道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線</u></p>		
	<p><u>を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p>		
(3)	<p>(略)</p>	<p>(3) (略)</p>	
	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b></p>	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b></p>	
(1)	<p>防災上重要な建築物の耐震性の確保</p>	<p>(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
ア	<p>防災上重要な建築物</p>	<p>ア 防災上重要な建築物</p>	
(ア)	<p>(略)</p>	<p>(ア) (略)</p>	

頁	旧	新	改正理由
29	<p>(イ) 被災者の緊急救護所、被災者の一時収容施設となる、病院、保健所、学校等の機関</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>4 住宅等の耐震性の向上促進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p>(追加)</p>	<p>(イ) 被災者の緊急救護所、<u>避難所</u>となる、病院、保健所、学校等の機関</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>4 住宅等の耐震性の向上促進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p><u>ア 民間木造住宅無料耐震診断の実施</u></p>	<p>表記の整理</p>
30	<p>市は、昭和 56 年 5 月以前に着工された旧基準在来木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は旧基準在来木造住宅を対象に所有者無料耐震診断補助事業を実施するものとする。</p> <p>また、耐震性に不安のある住宅の所有者に対し、国、県、建築関係団体との連携のもとに耐震診断事業を誘導、支援し、事業の円滑な実施及び耐震診断の積極的な普及・啓発に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、耐震改修については、耐震改修費補助事業の実施により、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p>(2) 民間住宅の減災化施策の促進</p> <p>市は、旧基準住宅（昭和56 年5 月以前着工）を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>市は、昭和 5 6 年 5 月以降に着工された木造住宅 <u>(以降旧基準木造住宅という)</u> については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、<u>市は旧基準木造住宅を対象に無料耐震診断事業を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 民間木造住宅耐震改修費補助事業の実施</u></p> <p><u>市は、旧基準木造住宅の耐震改修については、耐震改修費補助事業の実施により、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) 民間住宅の減災化施策の促進</p> <p>市は、<u>旧基準木造住宅</u>を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、<u>旧基準木造住宅</u>の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u></p> <p><u>ア 普及・啓発</u></p> <p><u>市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
30	<p>(4)～(5) (移動)</p> <p><b>5 都市建築物の防災対策</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b></p> <p>(1) 応急危険度判定士の養成等 県と協力して、建築士等を対象に判定士の養成に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>イ 建築関係団体や大学等と連携した取組</u></p> <p><u>県、市及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。</u></p> <p>(4)～(5) (移動)</p> <p><b>5 都市建築物の防災対策</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b></p> <p>(1) 応急危険度判定士の養成等 県や<u>愛知県建築物地震対策協議会</u>と協力して、建築士等を対象に判定士の養成に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の整理</p>
31	<p><b>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p><b>1</b> (略)</p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備 (略)</p> <p>イ 道路橋等の耐震性の向上</p> <p>(ア) 新設橋りょう等 新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を</p>	<p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p><b>1</b> (略)</p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・<u>橋梁</u>等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備 (略)</p> <p>イ 道路橋等の耐震性の向上</p> <p>(ア) 新設<u>橋梁</u>等 新たに<u>橋梁</u>等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
31	<p>積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>(イ) 既設橋りょう等</p> <p>既設橋りょう等については、「道路橋示方書V耐震設計編」等により橋梁の耐震点検を行い、補強等の対策が必要とされるものについて、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋りょうから、橋脚の補強、落橋防止装置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>（略）</p> <p>緊急輸送道路は、次の2つに区分するものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p>極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>(イ) 既設橋梁等</p> <p><u>緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>（略）</p> <p>緊急輸送道路は、<u>以下のとおり</u>区分するものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p><u>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして</u>、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
32	<p>（略）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>ア 道路啓開計画の検討・共有</u></p> <p><u>津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」に</u></p>	<p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
32	<p>ア 地元協定業者の協力 (略)</p> <p>イ 復旧資機材の把握 (略)</p> <p><b>3 交通安全施設等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 可搬式信号機 信号柱が倒壊した場合などに使用するため、可搬式信号機を警察署等に配備する。</p> <p>(4) 交通情報収集・提供機器 緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。</p> <p>(5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材の増強、整備を図る。</p> <p><b>4～5</b> (略)</p> <p><b>6～11</b> (略)</p>	<p><u>ついて、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</u></p> <p><u>イ 地元業者との協定締結</u> (略)</p> <p><u>ウ 復旧資機材の確保対策</u> (略)</p> <p><b>3 交通安全施設等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 可搬式信号機 信号柱が倒壊した場合などに使用するため、警察署等に<u>配備している可搬式信号機を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。</u></p> <p>(4) 交通情報収集・提供機器 緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を<u>適切に管理し、発災時の有効活用に備える。</u></p> <p>(5) 交通規制用資機材 緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を<u>適切に管理し、発災時の有効活用に備える。</u></p> <p><b>4～5</b> (略)</p> <p>※第3節へ移動</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
33	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b><u>第3節 ライフライン関係施設等の整備</u></b></p> <p><b><u>1 施設管理者等における措置</u></b></p> <p><u>施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
33	(移動) ※第2節から移動	<p><b>2 電力施設</b></p> <p>(1) <u>設備面の対策</u></p> <p>ア <u>発・変電設備</u></p> <p><u>発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</u></p> <p>イ <u>送・配電設備</u></p> <p><u>地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。</u></p> <p>(2) <u>体制面の対策</u></p> <p>ア <u>保安の確保</u></p> <p><u>設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。</u></p> <p>イ <u>資機材等の確保</u></p> <p><u>災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。</u></p> <p>(ア) <u>応急復旧用資機材及び車両</u></p> <p>(イ) <u>食糧その他の物資</u></p> <p>ウ <u>電力融通</u></p> <p><u>災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</u></p>	構成の整理
34	(移動) ※第2節から移動	<p><b>3 ガス施設</b></p> <p>(1) <u>ガス工作物の耐震性の向上</u></p> <p>ア <u>製造設備</u></p> <p><u>新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐</u></p>	構成の整理



頁	旧	新	改正理由
34		<p><u>震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。</u></p> <p><u>イ 供給設備</u></p> <p><u>新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。</u></p> <p><u>(2) 緊急操作設備の強化</u></p> <p><u>ア 設備の緊急停止装置等</u></p> <p><u>緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急放散設備等</u></p> <p><u>製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。</u></p> <p><u>ウ 中圧B導管・低圧導管</u></p> <p><u>迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。</u></p> <p><u>エ 地震計の設置</u></p> <p><u>地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。</u></p> <p><u>*SI値：Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5の範囲で積分平均することにより求められる。</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
34		<p><u>オ 通信設備</u>  <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u></p> <p><u>(3) 応急復旧体制の整備</u></p> <p><u>ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。</u></p> <p><u>イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。</u></p> <p><u>ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。</u></p> <p><u>エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。</u>  <u>非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他</u></p> <p><u>オ 教育・訓練の充実を図る。</u></p> <p><u>カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。</u></p> <p><u>キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。</u></p> <p><u>ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。</u></p> <p><u>ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。</u></p> <p><u>コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
<p>34</p> <p>35</p>	<p>(移動) ※第2節から移動</p>	<p><u>作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。</u></p> <p><b>4 上水道</b></p> <p>(1) <u>施設の防災性の強化</u></p> <p><u>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</u></p> <p><u>被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</u></p> <p>(2) <u>応急給水用資機材の点検補修</u></p> <p><u>給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。</u></p> <p>(3) <u>応急給水体制と防災用資機材の整備拡充</u></p> <p><u>水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。</u></p> <p>(4) <u>防災非常時の協力体制の確立</u></p>	<p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
35	(移動) ※第2節から移動	<p><u>水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市又は県は、これらに積極的に協力する。</u></p> <p><u>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</u></p> <p><b>5 下水道</b></p> <p><u>下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</u></p> <p><b>(1) 管渠施設の対策</b></p> <p><u>流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。</u></p> <p><u>また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。</u></p> <p><b>(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策</b></p> <p><u>最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。</u></p> <p><u>なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。</u></p> <p><u>また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
35	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(3) 緊急連絡体制の確立</u>  <u>被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にを行うために、連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>(4) 復旧用資機材の確保</u>  <u>復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。</u>  <u>また、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。</u></p> <p><u>(5) 復旧体制の確立</u>  <u>被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、他地方公共団体との相互協力体制を確立することを検討する。</u></p> <p><u>(6) 民間団体の協力</u>  <u>本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し被災後に被災状況調査（管内テレビカメラ調査）を実施する。</u></p> <p><u>(7) 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上</u>  <u>県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。</u>  <u>また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>県における流域下水道BCPの策定</p>
36	<p>(移動) ※第2節から移動</p>	<p><b>6 通信施設</b></p> <p><u>(1) 電気通信</u></p> <p><u>ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>  <u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時にお</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
36		<p><u>いても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</u></p> <p><u>(7) 設備の耐震対策</u></p> <p><u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>b 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(4) 防火・防水対策</u></p> <p><u>a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備</u></p> <p><u>b 防水扉・防潮板の設置</u></p> <p><u>c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止</u></p> <p><u>d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底</u></p> <p><u>(7) 通信網の整備</u></p> <p><u>a 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>b 大都市における洞道網の建設促進及び整備</u></p> <p><u>(エ) 各種災害対策機器の整備</u></p> <p><u>a 孤立防止用衛星電話機の配備</u></p> <p><u>b 可搬型無線機の配備</u></p> <p><u>c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備</u></p> <p><u>d 舟艇の配備</u></p> <p><u>e 防災用資機材の配備</u></p> <p><u>(オ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>a 災害予報及び警報伝達の訓練</u></p> <p><u>b 災害時における通信の疎通訓練</u></p> <p><u>c 設備の災害応急復旧訓練</u></p> <p><u>d 社員の非常呼集の訓練</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
37	(追加)	<p><u>(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化</u></p> <p><u>イ 株式会社NTTドコモ</u></p> <p><u>株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</u></p> <p><u>なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。</u></p> <p><u>(7) 設備の耐震対策</u></p> <p><u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>b 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(4) 防火・防水対策</u></p> <p><u>a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備</u></p> <p><u>b 防水扉・防潮板の設置</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p><u>a 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>b 重要通信センタの分散化</u></p> <p><u>(エ) 各種災害対策機器の配備</u></p> <p><u>a 移動無線基地局（中継函タイプ含む）車の配備</u></p> <p><u>b 移動電源車の配備</u></p> <p><u>c 2G マイクロエントランスの配備</u></p> <p><u>d サービスカーの配備</u></p>	構成の整理

頁	旧	新	改正理由
37		<p><u>(オ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>a 災害予報及び警報伝達の訓練</u></p> <p><u>b 災害時における通信の疎通訓練</u></p> <p><u>c 設備の災害応急復旧訓練</u></p> <p><u>d 社員の非常呼集の訓練</u></p> <p><u>(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し</u></p> <p><u>従来の震度6に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震対策を震度7に強化</u></p> <p><u>(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>衛星回線による基地局伝送路の検討</u></p>	構成の整理
37	(追加)	<p><u>ウ KDDI株式会社</u></p> <p><u>KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。</u></p> <p><u>国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。</u></p> <p><u>激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。</u></p> <p><u>(7) 設備の耐震対策</u></p> <p><u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>b 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(イ) 防火対策</u></p> <p><u>a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p>	施設管理者の追加



頁	旧	新	改正理由
37		<p><u>b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施</u></p> <p><u>(7) 通信網の整備</u></p> <p><u>a 国際伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>b 国内外代替伝送路の確保</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>a 災害予報及び警報伝達の訓練</u></p> <p><u>b 災害時における通信の疎通訓練</u></p> <p><u>c 国際通信設備等の応急復旧訓練</u></p> <p><u>d 社員の非常参集訓練</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討</u></p> <p><u>b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討</u></p> <p><u>c 可搬型国際電話ブース配備の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u></p> <p><u>a 緊急社員呼出しシステム導入の検討</u></p> <p><u>b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討</u></p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u></p>	
38	(追加)	<p><u>エ ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p> <p><u>(7) 設備の耐震対策</u></p>	施設管理者の追加

頁	旧	新	改正理由
38	<p>(移動) ※第2節から移動</p>	<p>a <u>建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p>b <u>通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p>(イ) <u>防火・防潮対策</u></p> <p>a <u>防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p>b <u>防水扉・防潮板の設置</u></p> <p>(ウ) <u>通信網の整備</u></p> <p>a <u>伝送路の多ルート化</u></p> <p>b <u>主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p>c <u>主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p>(エ) <u>防災に関する訓練</u></p> <p>a <u>災害予報及び警報伝達</u></p> <p>b <u>非常招集</u></p> <p>c <u>災害時における通信そ通確保</u></p> <p>d <u>各種災害対策用機器の操作</u></p> <p>e <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p>f <u>消防</u></p> <p>g <u>避難と救護</u></p> <p>(オ) <u>被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>衛星回線により基地局伝送路の検討</u></p> <p>(カ) <u>緊急輸送対策</u></p> <p><u>委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備</u></p> <p><b>8 農地及び農業用施設</b></p> <p><u>農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大</u></p>	<p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
39		<p><u>規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。</u></p> <p>(1) <u>排水機、樋門、水路等の整備</u>  <u>排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。</u></p> <p>(2) <u>ため池等の整備</u>  <u>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</u>  <u>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</u>  <u>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	
39 40	<p><b>第4節 文化財の保護</b>  <b>1～3</b> (略)  <b>4 災害時の対応</b>  (略)  (1)～(2) (略)  <b>5</b> (略)</p>	<p><b>第4節 文化財の保護</b>  <b>1～3</b> (略)  <b>4 災害時の対応</b>  <u>災害時には、次の対策を実施する。</u>  (1)～(2) (略)  <b>5</b> (略)</p>	表記の整理
40	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>  (略)</p>	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>  (略)</p>	
42	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第3章 都市の防災性の向上</b></p>	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第3章 都市の防災性の向上</b></p>	

頁	旧	新	改正理由												
	(略)	(略)													
45	第2編 災害予防 第4章 地盤災害の予防 (略)	第2編 災害予防 第4章 地盤災害の予防 (略)													
46	第2編 災害予防 第5章 防災施設等の整備 (略)	第2編 災害予防 第5章 防災施設等の整備 (略)													
48	第2編 災害予防 第6章 避難者・要配慮者対策	第2編 災害予防 第6章 <u>避難行動の促進対策</u>													
48	<p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>○ 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p> <p>○ <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p>○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。</p> <p>○ (移動) ※第7章へ移動</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>気象警報や避難指示等の情報伝達</u></td> <td><u>県、市</u></td> <td><u>1 防災行政無線等の維持管理</u> <u>2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>気象警報や避難指示等の情報伝達</u>	<u>県、市</u>	<u>1 防災行政無線等の維持管理</u> <u>2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u>	<p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置													
(追加)	(追加)	(追加)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>気象警報や避難指示等の情報伝達</u>	<u>県、市</u>	<u>1 防災行政無線等の維持管理</u> <u>2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u>													

頁	旧			新			改正理由	
48				<u>体制の整備</u>			構成の整理	
	第1節 避難場所の確保	市	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保	第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u>	市	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保 <u>(4) 避難路の選定</u>		
	第2節 避難所の整備	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備	(移動)	(移動)	(移動) ※第7章へ移動		
	第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市、県警察、 避難措置の実施者	(1) 避難道路の通行確保 (2) 避難道路の選定	(移動)	(移動)	(移動) ※第2節と統合		
	(追加)	(追加)	(追加)	第3節 <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u>	<u>市</u>	<u>1(1) マニュアルの作成</u> <u>1(2) 判断基準の設定に係る助言</u> <u>1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</u>		対策の追加
	第4節 避難に関する広報	市	(移動)	(移動)	(移動)	(移動) ※第5節として記載		構成の整理
					<u>県</u>	<u>判断基準の設定に係る助言</u>		

頁	旧			新			改正理由
48	第5節 市等の避難計画	(略)	(略)	<u>第4節 避難誘導等に 係る計 画の策定</u>	(略)	(略)	表記の整理
	(移動)	(移動)	(移動) ※第4節から移動	第5節 避難に関する 意識啓発	市、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及	
	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉 施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策	(移動)	(移動)	(移動) ※第7章に移動	
	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	帰宅困難者支援体制の整備	(移動)	(移動)	(移動) ※第7章に移動	
48	(追加)			<b><u>第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</u></b> <b><u>1 県（防災局）における措置</u></b> <u>県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</u> <u>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</u>			対策の追加

頁	旧	新	改正理由
48		<p><b>2 市における措置</b></p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</u></p>	対策の追加
49	<p><b>第1節 避難場所の確保</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦・乳児等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p>	<p><b>第2節 避難場所及び避難路の指定等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>(1) 避難場所の指定</u></p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>(2) 広域避難場所の選定</u></p> <p>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p> <p><u>ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</u></p> <p><u>イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</u></p> <p><u>ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。</u></p> <p><u>エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
49	<p>なお、東日本大震災以降、要配慮者として、乳児及びその保護者等も配慮が必要であると認識されており、市においても福祉避難所のひとつとして、乳児避難所の設置を進める。</p> <p>ウ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p>	<p><u>かつ、散在していなければならない。</u></p> <p><u>オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</u></p> <p><u>カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。</u></p> <p><u>キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。</u></p> <p><u>(3) 広域避難場所標識の設置等</u></p> <p><u>広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</u></p> <p><u>(4) 一時避難場所の確保</u></p> <p><u>市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。</u></p> <p><u>なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</u></p> <p><b><u>2 避難路の選定</u></b></p> <p><u>避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>(1) 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</u></p>	<p>表記の整理</p>



頁	旧	新	改正理由
49  50		<p><u>(2)</u> 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</p> <p><u>(3)</u> 避難道路は、相互に交差しないものとする。</p> <p><u>(4)</u> 津波や浸水等の危険のない道路であること。</p> <p><u>(5)</u> 自動車の交通量がなるべく少ないこと。</p>	
	<p><b>第2節 避難所の整備</b> (略)</p>	<p>(移動) ※第7章へ移動</p>	構成の整理
	<p><b>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</b> <b>市及びその他避難措置の実施者における措置</b></p> <p>(1) 避難道路の通行確保 市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。</p> <p>(2) 避難道路の選定 広域避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。</p> <p>ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</p> <p>ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。</p> <p>エ 浸水等の危険のない道路であること。</p> <p>オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。</p>	<p>(移動) ※第2節へ移動</p>	構成の整理
50	(追加)	<p><b>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</b> <b>1 市における措置</b></p>	対策の追加

頁	旧	新	改正理由
50		<p><u>(1) マニュアルの作成</u></p> <p><u>市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</u></p> <p><u>ア 収集できる情報として次の情報を踏まえること</u></p> <p><u>(ア) 気象予警報及び気象情報</u></p> <p><u>イ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること</u></p> <p><u>ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p><u>(2) 判断基準の設定に係る助言</u></p> <p><u>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</u></p> <p><u>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</u></p> <p><u>市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p><b><u>2 県(建設部)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</u></b></p> <p><u>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
	<p><b>第4節 避難に関する広報</b> (略)</p>	<p>(移動) ※第5節へ移動</p>	
50	<p><b>第5節 避難計画</b> <b>市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難収容中の秩序保持 (イ) 避難民に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) 避難民に対する各種相談業務</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、</p>	<p><b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b> <b>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</b> 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ<u>避難誘導等に係る計画</u>を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、<u>原則として次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) <u>避難場所、避難所</u>の秩序保持 (イ) <u>避難者</u>に対する災害情報の伝達 (ウ) <u>避難者</u>に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ) <u>避難者</u>に対する各種相談業務</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所<u>及び避難所</u>等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所</u>の確保、移送の方</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
51			<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
51	<p>入院患者に対する実施方法等について定める。 (追加)</p>	<p>法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。 <b>2 避難行動要支援者の避難対策</b> 第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策 参照</p>	<p>構成の整理</p>
51	<p>(移動) ※第4節から移動</p>	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b> <b>1 市及び県（防災局、関係部局）における措置</b> 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</u> また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、<u>地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ</u>、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 (1) 避難場所等の広報 避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア 避難場所、避難所の名称 イ 避難場所、避難所の所在位置 ウ 避難地区分け エ 避難場所、避難所への経路 オ 避難場所、避難所の区分 カ その他必要な事項 (2) 避難のための知識の普及 市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識</p>	<p>表記の整理 対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
		イ 避難時における知識 ウ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u>	対策の追加
	<b>第6節 要配慮者の安全対策</b> (略)	(移動) ※第7章へ移動	
	<b>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</b> (略)	(移動) ※第7章へ移動	
52	<b>第2編 災害予防</b> (追加)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
52	(移動) ※第6章から移動 ○ 市長は、あらかじめ <u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u> ○ 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。 ○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。	<b>■ 基本方針</b> ○ 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、 <u>整備や避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。</u> ○ <u>市、県</u> 及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。 ○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用する	表記の整理                市町村災害時要援護者支援体制マ

頁	旧	新	改正理由																								
52	<p>○ (略)</p> <p>○ 県及び市は、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため</u>、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b> ※第6章から移動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難所の整備	市	(略)	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	帰宅困難者支援体制の整備	<p>ものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 市及び県は、「むやみに移動<u>(帰宅)</u>を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある</u>。また、<u>一斉帰宅を抑制するため</u>、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>節 避難所の<u>指</u> <u>定</u>・整備</td> <td>市</td> <td>(移動) ※第6章第2節から移動</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>節 要配慮者の<u>支</u> <u>援</u>対策</td> <td>県、市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(移動) ※第6章第6節から移動</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>節 帰宅困難者<u>対</u> <u>策</u></td> <td>県、市</td> <td>(移動) ※第6章第7節から移動 帰宅困難者<u>対</u> <u>策</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 <u>1</u> 節 避難所の <u>指</u> <u>定</u> ・整備	市	(移動) ※第6章第2節から移動	第 <u>2</u> 節 要配慮者の <u>支</u> <u>援</u> 対策	県、市、社会福祉施設等管理者	(移動) ※第6章第6節から移動	第 <u>3</u> 節 帰宅困難者 <u>対</u> <u>策</u>	県、市	(移動) ※第6章第7節から移動 帰宅困難者 <u>対</u> <u>策</u>	<p>ニュアルの改訂</p> <p>愛知県帰宅困難者対策要領の策定</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
第2節 避難所の整備	市	(略)																									
第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																									
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	帰宅困難者支援体制の整備																									
区分	機関名	主な措置																									
第 <u>1</u> 節 避難所の <u>指</u> <u>定</u> ・整備	市	(移動) ※第6章第2節から移動																									
第 <u>2</u> 節 要配慮者の <u>支</u> <u>援</u> 対策	県、市、社会福祉施設等管理者	(移動) ※第6章第6節から移動																									
第 <u>3</u> 節 帰宅困難者 <u>対</u> <u>策</u>	県、市	(移動) ※第6章第7節から移動 帰宅困難者 <u>対</u> <u>策</u>																									
52  53	<p><b>第2節 避難所の整備</b> (※第6章第2節から移動)</p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の</p>	<p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の</p>																									

頁	旧	新	改正理由
	<p>住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>住民に身近な公共施設等を<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の</u>災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>避難所の破損等への備え</u></p> <p>市は、<u>避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所<u>ごとに</u>運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の整理</p>
53	<p><b>第6節 要配慮者の安全対策</b> (※第6章第6節から移動)</p> <p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	
54	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p>	
55	<p>(追加)</p>	<p>① <u>区長</u></p>	<p>対策の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
	<p>(エ) (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p><u>② 自主防災組織</u></p> <p><u>③ 民生・児童委員</u></p> <p><u>④ 江南市社会福祉協議会</u></p> <p><u>⑤ 愛知県江南警察署</u></p> <p><u>⑥ 江南市消防本部</u></p> <p><u>⑦ その他市長が認めた団体、個人</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>ア <u>避難場所や避難所、避難路の標識等についてはピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>対策の追加</p>
55	<p><b>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</b> (※第6章第7節から移動)</p> <p><b>県(防災局)及び市における措置</b></p> <p>(1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市及び県(防災局)における措置</b></p> <p><u>市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u></p> <p>「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p><u>(2) 事業者による物資の備蓄等の促進</u></p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
54			



頁	旧	新	改正理由
56	<p>(追加)</p> <p>(2) 県、市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</p> <p>市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><b>2 支援体制の構築</b></p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
57	<p><b>第2編 災害予防</b></p> <p><b>第7章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p>	<p><b>第2編 災害予防</b></p> <p><b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p>	
57	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(略)</p>	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(略)</p>	

頁	旧			新			改正理由
57	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			表記の整理
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
	第1節 火災予防対策 に関する指導	市	(1) 一般家庭に対する指導 (2) 防火対象物の防火体制の推進 (3) 予防査察の強化指導 (4) 建築同意制度の活用 (5) 危険物等の保安確保の指導	第1節 火災予防対策 に関する指導	市	1(1) 一般家庭に対する指導 1(2) 防火対象物の防火体制の推進 1(3) <u>立入検査の強化</u> 1(4) 建築同意制度の活用 1(5) 危険物等の保安確保の指導	
	第2節 消防力の整備 強化	市	(略)	第2節 消防力の整備 強化	市	(略)	
	第3節 危険物施設防 災計画	市	(略)	第3節 危険物施設防 災計画	市	(略)	
		危険物施設の 管理者	(略)		危険物施設の 管理者	(略)	
	第4節 高圧ガス大量 貯蔵所防災計 画	高圧ガス製造 施設の管理者	(略)	第4節 高圧ガス大量 貯蔵所防災計 画	高圧ガス製造 施設の管理者	(略)	
第5節 毒物劇物取扱 施設防災計画	毒物劇物取扱 施設の管理者	(略)	第5節 毒物劇物取扱 施設防災計画	毒物劇物取扱 施設の管理者	(略)		
第6節 放射性物質保 安防災計画	放射性物質の 管理者	(1) 施設等の防災対策 (2) 防護資機材の整備 (3) 防災対策資料の整備 (4) 放射線被ばく者診断医療機関（専 門医）の確保	(削除)	(削除)	(削除)	構成の整理	

頁	旧	新	改正理由
57	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b> <b>市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 予防査察の強化指導 市は、消防法に規定する予防査察を強化し、 <u>常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険排除に努め予防対策の万全な指導を行うものとする。</u> (4)～(5) (略)	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) <u>(3) 立入検査の強化</u> 市は、消防法に規定する <u>立入検査</u> を強化し、 <u>防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。</u> (4)～(5) (略)	表記の整理
58	<b>第2節 消防力の整備強化</b> <b>市における措置</b> (略)	<b>第2節 消防力の整備強化</b> <b>1 市における措置</b> (略)	
58	<b>第3節 危険物施設防災計画</b> (略)	<b>第3節 危険物施設防災計画</b> (略)	
59	<b>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</b> (略)	<b>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</b> (略)	
60	<b>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</b> (略)	<b>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</b> (略)	
61	<b>第2編 災害予防</b> <b>第8章 広域応援体制の整備</b>	<b>第2編 災害予防</b> <b>第9章 広域応援体制の整備</b>	
61	<b>第1節 資料の整備</b> (略)	<b>第1節 資料の整備</b> (略)	
61	<b>第2節 広域応援体制の整備</b> <b>1 県（防災局）及び市における措置</b> (1)～(3) (略)	<b>第2節 広域応援体制の整備</b> <b>1 県（防災局）及び市における措置</b> (1)～(3) (略)	

頁	旧	新	改正理由
62	<p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p><u>市及び県</u>は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	表記の整理
62	<p><b>第3節 救援隊等による協力体制の整備</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>市は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(総務省消防庁)に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	<p><b>第3節 救援隊等による協力体制の整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>市は、大規模災害の発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。</p> <p><u>特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(2)~(3) (略)</p>	対策の整理
63	<p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第2章 災害予防</b></p> <p><b>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	
64	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p>(略)</p>	
65	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1)~(2) (略)</p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1)~(2) (略)</p>	
66	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p>	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p>	

頁	旧	新	改正理由
66	<p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日以上(可能な限り1週間分程度)</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 地震保険の加入促進</u></p> <p><u>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、県、市等は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p>
66	<b>第3節 防災のための教育</b> (略)	<b>第3節 防災のための教育</b> (略)	
67	<b>第4節 地震相談の実施</b> (略)	<b>第4節 地震相談の実施</b> (略)	
69	<b>第2編 災害予防</b> <b>第10章 震災に関する調査研究の推進</b> (略)	<b>第2編 災害予防</b> <b>第11章 震災に関する調査研究の推進</b> (略)	
71	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第1章 活動体制（江南市における組織の動員配備）</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第1章 活動体制（江南市における組織の動員配備）</b>	
71	<b>第1節 防災会議</b> (略)	<b>第1節 防災会議</b> (略)	
71	<b>第2節 災害対策本部の設置・運営</b> 1 (略) 2 非常配備体制	<b>第2節 災害対策本部の設置・運営</b> 1 (略) 2 非常配備体制	

頁	旧	新	改正理由
72	<p>(略)</p> <p>(1) 本部 ア～ウ (略) エ 本部の標識等 本部の標識の種別は次のとおりとする。</p> <p>(7) 標示板</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 本部 ア～ウ (略) エ 本部の標識等 本部の標識の種別は次のとおりとする。</p> <p>(7) 標示板</p>	
73	<p>本部を設置したときは、標示板を市役所玄関前に掲示する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 非常配備の伝達 (略) ア (略) イ 勤務時間外の伝達</p>	<p>本部を設置したときは、標示板を<u>防災センター</u>玄関前に掲示する。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 非常配備の伝達 (略) ア (略) イ 勤務時間外の伝達</p>	<p>本部室の移動</p>
75	<p>(7) 職員の応援 (略) (追加) ア 本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり配備要員が不足し自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第4により、総務部長に要請する。 (追加) イ 総務部長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備</p>	<p>(7) 職員の応援 (略) ア <u>他部班への応援要員</u> 本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり配備要員が不足し自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第3により、<u>市長政策室長</u>に要請する。 イ <u>市長政策室長の処置</u> <u>市長政策室長</u>は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
76	<p>要員を動員し派遣する。</p>	<p>配備要員を動員し派遣する。</p>	

頁	旧	新	改正理由																								
76	第3節 職員の派遣要請 (略)	第3節 職員の派遣要請 (略)																									
77	第3編 災害応急対策 第2章 活動態勢(県・防災関係機関等における組織の動員配備) (略)	第3編 災害応急対策 第2章 活動態勢(県・防災関係機関等における組織の動員配備) (略)																									
	第3編 災害応急対策 第3章 通信の運用 (略)	(移動) ※第4章へ移動																									
78	※第4章第1節と第11章の一部を統合して新設	第3編 災害応急対策 第3章 避難行動																									
78	<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (移動) ※第4章から移動</li> <li>○ (移動) ※第11章から移動</li> </ul> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(移動) ※第4章第1節から移動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(移動) ※第11章第1節から移動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(移動)</td> <td>(略)</td> <td>※第11章第3節1(1)から移動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(移動) ※第4章第1節から移動	(略)	(略)	(移動) ※第11章第1節から移動	(略)	(略)	(移動)	(略)	※第11章第3節1(1)から移動	<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。</li> <li>○ <u>市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></li> </ul> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震情報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地震情報等の伝達	(略)	(略)	第2節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	第3節	(略)	(略)	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
(移動) ※第4章第1節から移動	(略)	(略)																									
(移動) ※第11章第1節から移動	(略)	(略)																									
(移動)	(略)	※第11章第3節1(1)から移動																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 地震情報等の伝達	(略)	(略)																									
第2節 避難の勧告・指示	(略)	(略)																									
第3節	(略)	(略)																									

頁	旧		新		改正理由
	※第 11 章第 1 節から移動	※第 11 章第 3 節 1 (2)から移動	<u>住民等の避難誘導</u>		表記の整理
79	<p><b>第 1 節 地震情報等の伝達</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 緊急地震速報の実施</p> <p>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>(2) 地震に関する情報</p> <p>地震発生約 2 分後に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。</p> <p>(表中)</p>		<p><b>第 1 節 地震情報等の伝達</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表する。</p> <p>(1) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報の実施</p> <p><u>気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、</u></p> <p><u>緊急地震速報を発表する。(震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる。)</u></p> <p>イ 地震に関する情報</p> <p>地震発生約 <u>1 分半後</u>に震度 3 以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。</p> <p>(表中)</p>		<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
80	震度速報	地震発生約 2 分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)	震度速報	地震発生 <u>1分半後</u> 、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信)	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
	<p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 報道機関における措置</b></p> <p>報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたと</p>		<p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 報道機関における措置</b></p> <p><u>日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が</u></p>		<p>対策の整理</p>



頁	旧	新	改正理由
80	<p>きは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>6 地震情報等の伝達</b></p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(図中)</p> <p><u>NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ</u></p> <p><u>愛知県</u>      <u>愛知県警察本部</u></p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象庁本庁から <u>NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ</u>には、警報についてのみ伝達を行う</p>	<p><u>通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p><b>6 地震情報等の伝達</b></p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(図中)</p> <p><u>西日本電信電話 (株)</u></p> <p><u>愛知県</u> → <u>愛知県警察本部</u></p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象庁本庁から <u>西日本電信電話 (株) (NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ)</u> には、<u>津波特別及び津波警報</u>についてのみ伝達を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
81	<p>(2)~(3) (略)</p> <p><b>1 発見者の通報義務</b> ※第4章第2節から移動</p> <p>(略)</p>	<p>(2)~(3) (略)</p> <p><b>7 発見者の通報義務</b></p> <p>(略)</p>	
81	<p><b>第1節 避難の指示</b> ※第11章第1節から移動</p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動</p>	<p><b>第2節 避難の勧告・指示</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <u>避難の指示</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p>(削除)</p>	

頁	旧	新	改正理由
81	<p>を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 （略）</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示</p>	<p>（略）</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>名古屋地方気象台又は中部地方整備局</u>又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示</p>	表記の整理
82	<p>洪水によるはん濫により著しい危険が切迫しているときと認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) （略）</p> <p><b>3～6</b> （略）</p>	<p>洪水による<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫しているときと認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) 通知（略）</p> <p><b>3～6</b> （略）</p>	表記の整理
83	<p><b>7 避難の措置と周知</b></p> <p>（略）</p> <p>(1) 伝達の方法 ア～キ （略） （追加）</p>	<p><b>7 避難の措置と周知</b></p> <p>（略）</p> <p>(1) 伝達の方法 ア～キ （略）</p> <p><u>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p>	対策の追加
85	<p>（移動）※第 11 章第 1 節 8 (2)から移動</p> <p>(2) 避難の誘導等 ア～ウ （略） エ 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、</p>	<p><b><u>第 3 節 住民等の避難誘導</u></b></p> <p><b><u>1 住民等の避難誘導</u></b></p> <p>(1)～(3) （略） （削除）</p>	構成の整理 表記の整理

頁	旧	新	改正理由
85          86	<p>広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</p> <p>(移動) ※第 11 章第 1 節 8 (3)から移動</p> <p>(略)</p> <p><b>第 3 節 要配慮者支援対策</b> (移動) ※第 11 章第 3 節から移動</p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の实情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>2</b> (略)</p>	<p><b>2 移送の方法</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 避難行動要支援者の支援</b></p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u></p> <p>地域の实情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>4</b> (略)</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
87	<p><b>第 3 編 災害応急対策</b></p> <p><b>第 4 章 情報の収集・伝達・広報</b></p>	<p><b>第 3 編 災害応急対策</b></p> <p><b>第 4 章 <u>災害情報の収集・伝達・広報</u></b></p>	<p>表記の整理</p>
87	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。</p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>(移動) ※第 3 章から移動</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ (移動)</p> <p>※第 3 章へ移動</p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ 県、市及び防災関係機関は、<u>災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由																																										
87	<p>(移動) ※第3章から移動</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震情報等の 伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>異常現象等の 発見者</td> <td>1 地震に伴う災害等の通報</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(移動) ※第3章第1 節から移動</td> <td>(移動)</td> <td>(移動)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 地震情報等の 伝達	(略)	(略)	第2節 被害状況等の 収集・伝達	異常現象等の 発見者	1 地震に伴う災害等の通報	市	(略)	県	(略)	県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関	(略)	(移動) ※第3章第1 節から移動	(移動)	(移動)	第3節 広報	市	(略)	<p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(移動) ※第3章第1 節へ移動</td> <td>(移動)</td> <td>(移動)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td>(移動)</td> <td>(移動) ※第3章第1節へ移動</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>通信手段の確保</u></td> <td>市</td> <td><u>通信手段の確保</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	(移動) ※第3章第1 節へ移動	(移動)	(移動)	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(移動)	(移動) ※第3章第1節へ移動	市	(略)	県	(略)	県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関	(略)	第2節 <u>通信手段の確保</u>	市	<u>通信手段の確保</u>	第3節 広報	市	(略)	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
区 分	機関名	主な措置																																											
第1節 地震情報等の 伝達	(略)	(略)																																											
第2節 被害状況等の 収集・伝達	異常現象等の 発見者	1 地震に伴う災害等の通報																																											
	市	(略)																																											
	県	(略)																																											
	県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関	(略)																																											
(移動) ※第3章第1 節から移動	(移動)	(移動)																																											
第3節 広報	市	(略)																																											
区 分	機関名	主な措置																																											
(移動) ※第3章第1 節へ移動	(移動)	(移動)																																											
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(移動)	(移動) ※第3章第1節へ移動																																											
	市	(略)																																											
	県	(略)																																											
	県警察本部、 自衛隊及び航 空機を所有す る各機関	(略)																																											
第2節 <u>通信手段の確保</u>	市	<u>通信手段の確保</u>																																											
第3節 広報	市	(略)																																											

頁	旧	新	改正理由
	<b>第1節地震情報等の伝達</b> (略)	(移動) ※第3章第1節へ移動	構成の整理
87	<b>第2節 被害状況等の収集・伝達</b> <b>1 発見者の通報義務</b> (略) <b>2～4</b> (略)	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b> (移動) ※第3章第1節7へ移動 <b>1～3</b> (略)	表記の整理
89	<b>5 被害状況等の収集、伝達ルート</b> (1) 被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 ア 一般的な伝達 (図中) 方面本部 (尾張事務所等) イ～ウ (略) (2)～(7) (略)	<b>4 被害状況等の収集、伝達ルート</b> (1) 被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 ア 一般的な伝達 (図中) 方面本部 (尾張 <u>県</u> 民事務所等) イ～ウ (略) (2)～(7) (略)	
93	<b>6～9</b> (略)	<b>5～8</b> (略)	
94	<b>第1節 通信手段の確保</b> ※第3章第1節から移動 <b>市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 電話及び電報の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略)	<b>第2節 通信手段の確保</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 電話及び電報の優先利用 ア 一般電話及び電報 (ア) (略)	現況との整合性を図るため削除
96	(イ) 非常扱いの通話 地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、次に掲げる事項を内容とする通話については、一般の通話に優先して接続される。 (ウ) 緊急扱いの通話	(削除)  (削除)	

頁	旧	新	改正理由
96	<p>火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で次に定める事項を内容とする通話については、一般電話に優先して接続される。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>第2節 放送の依頼</b> ※第3章第2節から移動</p> <p>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、県を通じて放送業者に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 放送の依頼</p> <p><u>知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。</u></p> <p><u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>構成の整理 対策の整理</p>
97	<p><b>第3節 広報</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 広報内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報活動の実施方法</p> <p>ア 報道機関への発表</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 収集された情報の提供 (追加)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p><b>第3節 広報</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 広報内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><b>3 広報活動の実施方法</b></p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 収集された情報の提供</p> <p><u>特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>対策の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
97	ウ その他 臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	(3) <u>多様な情報伝達手段の活用</u> 臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、 <u>ソーシャルメディア</u> の利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	表記の整理 対策の追加
98	3 (略)	4 (略)	
99	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第5章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第5章 応援協力・派遣要請</b>	
99	■基本方針 (略) ■主な機関の措置 (略)	■基本方針 (略) ■主な機関の措置 (略)	
99	<b>第1節 応援協力</b> (略)	<b>第1節 応援協力</b> (略)	
99 101	<b>第2節 救援隊等による協力</b> 1 (略) <b>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</b> (略) なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。 3 (略)	<b>第2節 救援隊等による協力</b> 1 (略) <b>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</b> (略) <u>その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。</u> 3 (略)	対策の整理
101	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b> (略)	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b> (略)	
103	<b>第4節 ボランティアの受入</b> (略)	<b>第4節 ボランティアの受入</b> (略)	

頁	旧	新	改正理由																					
105	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援隊等</u>の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	表記の整理																					
	<p><b>第6節 労務供給計画</b></p> <p>(略)</p>	(削除)																						
106	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第6章 救出・救助対策</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第6章 救出・救助対策</b></p>																						
106	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災ヘリコプター の活用</td> <td>市 県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	市	(略)	第2節 防災ヘリコプター の活用	市 県	(略)	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>搬送</u>する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>航空機</u>の活用</td> <td>市 県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>2 航空機の運用調整</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	市	(略)	第2節 <u>航空機</u> の活用	市 県	(略)			<u>2 航空機の運用調整</u>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																						
第1節 救出・救助活動	市	(略)																						
第2節 防災ヘリコプター の活用	市 県	(略)																						
区分	機関名	主な措置																						
第1節 救出・救助活動	市	(略)																						
第2節 <u>航空機</u> の活用	市 県	(略)																						
		<u>2 航空機の運用調整</u>																						



頁	旧	新	改正理由
105	<b>第1節 救出・救助活動</b> <b>1 市における措置</b> (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 (2)～(4) (略) <b>2～3 (略)</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b> <b>1 市における措置</b> (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に <u>搬送</u> する。 (2)～(4) (略) <b>2～3 (略)</b>	表記の整理
107	<b>第2節 防災ヘリコプターの活用</b> (追加) <b>1 (略)</b> <b>2 県（防災局）における措置</b> (追加) (追加) (略) (追加) (略) (追加) (略) (追加) (略)	<b>第2節 <u>航空機の活用</u></b> <b><u>愛知県防災ヘリコプターの活用</u></b> <b>1 (略)</b> <b>2 県（防災局）における措置</b> <u>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 活動内容</u> (略) <u>(2) 地震発生等による出動</u> (略) <u>(3) 市等の要請による出動</u> (略) <u>(4) 他の防災航空隊との連携</u> (略)	表記の整理 構成の整理
109	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第7章 消防活動・危険性物質対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第7章 消防活動・危険性物質対策</b>	
109	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b>	<b>■基本方針</b> (略) <b>■主な機関の措置</b>	

頁	旧	新	改正理由
	(略)	(略)	
110	<p><b>第1節 消防活動</b></p> <p><b>1 市の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大震防御計画の推進</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 重要対象物の指定</p> <p>消防長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 部隊運用要領</p> <p>a 消防の組織</p> <p>(a) 災害対策本部消防部の設置</p> <p>(略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>第1節 消防活動</b></p> <p><b>1 市の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大震防御計画の推進</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 重要対象物の指定</p> <p>消防長は、<u>避難所</u>、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 部隊運用要領</p> <p>a 消防の組織</p> <p>(a) <u>消防部等</u>の設置</p> <p>(略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
112	<p><b>第2節 危険物施設対策計画</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 危険物施設対策計画</b></p> <p>(略)</p>	

頁	旧	新	改正理由																
112	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (略)	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 (略)																	
114	第4節 毒物劇物取扱施設対策計画 (略)	第4節 毒物劇物取扱施設対策計画 (略)																	
115	第3編 災害応急対策 第8章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第3編 災害応急対策 第8章 医療救護・防疫・保健衛生対策																	
115	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) 保健所等による医療情報収集 2(3) 他市町村への応援指示</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	(略)	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) 保健所等による医療情報収集 2(3) 他市町村への応援指示	<p>■基本方針 (略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) <u>DMA Tの派遣要請</u> 2(3) <u>医療救護班の派遣要請</u> 2(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 2(5) <u>市、医療機関との情報共有</u> 2(6) 他市町村への応援指示 2(7) <u>広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 2(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 2(9) <u>県域を越えた協力体制の確立</u> 2(10) <u>D P A T調整本部の設置</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	(略)	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) <u>DMA Tの派遣要請</u> 2(3) <u>医療救護班の派遣要請</u> 2(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 2(5) <u>市、医療機関との情報共有</u> 2(6) 他市町村への応援指示 2(7) <u>広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 2(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 2(9) <u>県域を越えた協力体制の確立</u> 2(10) <u>D P A T調整本部の設置</u>	<p>対策追加</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																	
第1節 医療救護	市	(略)																	
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) 保健所等による医療情報収集 2(3) 他市町村への応援指示																	
区分	機関名	主な措置																	
第1節 医療救護	市	(略)																	
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) <u>DMA Tの派遣要請</u> 2(3) <u>医療救護班の派遣要請</u> 2(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 2(5) <u>市、医療機関との情報共有</u> 2(6) 他市町村への応援指示 2(7) <u>広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 2(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 2(9) <u>県域を越えた協力体制の確立</u> 2(10) <u>D P A T調整本部の設置</u>																	

頁	旧			新			改正理由
115		地元医師会、 災害拠点病 院  (追加)  (追加)	(略)  (追加)  (追加)		尾北医師会、 災害拠点病 院  D M A T 指 定医療機関  日本赤十字 社愛知県支 部  県医師会	<u>2(1) D P A T の派遣</u> <u>2(2) D P A T の派遣要請</u>  (略)  <u>4 D M A T の活動</u>  <u>5(1) 災害医療調整本部への参画</u> <u>5(2) 医療救護活動の実施</u>  <u>6(1) 災害医療調整本部への参画</u> <u>6(2) 医療救護活動の実施</u> <u>6(3) 地区医師会との調整</u> <u>6(4) 愛知県救急医療センターによる</u> 医療情報収集	対策の追加
115	第2節 防疫・保健衛 生	市、県	防疫・保健衛生活動の実施	第2節 防疫・保健衛 生	市、県	防疫・保健衛生活動の実施	
115	<b>第1節 医療救護</b> <b>1 市における措置</b> (1) (略) (追加)			<b>第1節 医療救護</b> <b>1 市における措置</b> (略) <u>(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>市は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は災害対策本部</u>			構成の整理

頁	旧	新	改正理由
115	<p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 県（健康福祉部）における措置</b></p> <p>(追加)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>長が必要と認めた場合に、尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会等の協力のもと、市内5箇所の市立中学校に医療救護所を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (略)</p> <p><b>2 県（健康福祉部）における措置</b></p> <p>(1) <u>災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置</u> (略)</p> <p>(2) <u>DMA Tの派遣要請</u> 県は、県内のDMA T指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。</p> <p>(3) <u>医療救護班の派遣要請</u> 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</p> <p>(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) <u>市、医療機関との情報共有</u> 県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(6) <u>他市町村への応援指示</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
116	<p>(3) 県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p> <p><u>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置</u></p> <p>県は、必要に応じ、<u>広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</u></p> <p><u>(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u></p> <p>県は、必要があると認めるときは、<u>医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</u></p> <p><u>(9) 県域を越えた協力体制の確立</u></p> <p>県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、<u>関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</u></p> <p><u>(10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置</u></p> <p>県は、<u>災害医療調整本部の下に、DPAT調整本部を設置する。</u></p>	対策の追加
117	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(11) DPATの派遣</u></p> <p>県は、必要があると認めるときは、<u>DPAT先遣隊を派遣する。</u></p> <p><u>(12) DPATの派遣要請</u></p> <p><u>ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。</u></p> <p><u>イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。</u></p> <p><u>ウ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を</u></p>	対策の追加

頁	旧	新	改正理由
117	<p>3 (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>4 医療救護班の編成・派遣等 (追加)</p> <p>(1) 医療救護班は、おおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等(薬</p>	<p><u>行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><b>4 DMAT 指定医療機関における措置</b> <u>DMAT 指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム (DMAT) は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。</u></p> <p><b>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> (1) <u>日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u> (2) <u>日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</u></p> <p><b>6 県医師会における措置</b> (1) <u>県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</u> (2) <u>県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム (JMAT) の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。</u> (3) <u>県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。</u> (4) <u>愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への情報提供に努める。</u></p> <p><b>7 その他の医療救護関係機関における措置</b> <u>要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。</u></p> <p><b>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</b> (1) <u>医療救護班</u> ア 医療救護班は、おおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等</p>	<p>対策の追加 構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
118	<p>剤師等を含む。) 1～2名とする。</p> <p>(2) 尾北医師会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>(3) 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>(4) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p>(追加)</p> <p><b>5～8</b> (略)</p> <p>(追加)</p> <p><b>9</b> (略)</p>	<p>(薬剤師等を含む。) 1～2名とする。</p> <p>イ 尾北医師会、<u>県病院協会</u>、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 医療救護班において応急手当後、<u>医療機関での診察</u>を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p> <p><u>(2) DPAT</u></p> <p><u>ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。</u></p> <p><u>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。</u></p> <p><b>9～12</b> (略)</p> <p><b>13 医療機関等における活動の支援</b></p> <p><u>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</u></p> <p><b>14</b> (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
119	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>1～3</b> (略)</p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>1～3</b> (略)</p>	
121	<p><b>4 健康支援と心のケア</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期避難者等への健康支援ア 避難生活が長期にわたるとストレ</p>	<p><b>4 健康支援と心のケア</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期避難者等への健康支援</p>	



頁	旧	新	改正理由
121	<p>スが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職員等支援活動従事者の健康管理 支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>6 動物の保護</b> 市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。</p> <p><b>7 応援協力関係</b> (1)～(3) (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康の維持・増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職員等支援活動従事者の健康管理 支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティングやメンタルヘルスチェック等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>6 動物の保護</b> (1) 市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。</p> <p><b>7 応援協力関係</b> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p> <p>(5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。</p> <p>(6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。</p> <p>(7) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、D P A</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由																																				
	(追加)  (4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	<u>Tを派遣する。</u> <u>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</u> (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。																																					
122	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第9章 地域安全・交通・緊急輸送対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第9章 地域安全・<u>道路交通規制等</u>・緊急輸送対策</b>	表記の整理																																				
122	<b>■基本方針</b> ○ (略) ○ (略) ○ 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。 ○ (略) <b>■主な機関の措置</b>	<b>■基本方針</b> ○ (略) ○ (略) ○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u>  ○ (略) <b>■主な機関の措置</b>	対策の整理																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全対策</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防 吏員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 緊急輸送道路 の確保</td> <td>中部地方整備 局</td> <td>1(1) 状況の把握 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道 路株式会社、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	市	(略)	県警察	(略)	第2節 交通対策	県警察	(略)	自衛官、消防 吏員	(略)	第3節 緊急輸送道路 の確保	中部地方整備 局	1(1) 状況の把握 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施	中日本高速道 路株式会社、	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地域安全対策</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 <u>道路交通規制 等</u></td> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛官、消防 吏員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 緊急輸送道路 <u>等</u>の確保</td> <td>中部地方整備 局</td> <td>1(1) 状況の把握 <u>1(2) 緊急輸送道路等の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道 路株式会社、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 地域安全対策	市	(略)	県警察	(略)	第2節 <u>道路交通規制 等</u>	県警察	(略)	自衛官、消防 吏員	(略)	第3節 緊急輸送道路 <u>等</u> の確保	中部地方整備 局	1(1) 状況の把握 <u>1(2) 緊急輸送道路等の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施	中日本高速道 路株式会社、	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 地域安全対策	市	(略)																																					
	県警察	(略)																																					
第2節 交通対策	県警察	(略)																																					
	自衛官、消防 吏員	(略)																																					
第3節 緊急輸送道路 の確保	中部地方整備 局	1(1) 状況の把握 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施																																					
	中日本高速道 路株式会社、	(略)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 地域安全対策	市	(略)																																					
	県警察	(略)																																					
第2節 <u>道路交通規制 等</u>	県警察	(略)																																					
	自衛官、消防 吏員	(略)																																					
第3節 緊急輸送道路 <u>等</u> の確保	中部地方整備 局	1(1) 状況の把握 <u>1(2) 緊急輸送道路等の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施																																					
	中日本高速道 路株式会社、	(略)																																					
			対策の追加																																				

頁	旧			新			改正理由
123		愛知県道路公社、名古屋高速道路公社			愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		
		県	(略)		県	(略)	
		市	(略)		市	(略)	
	第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄道事業者、自動車運送事業者等）	(略)	第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄道事業者、自動車運送事業者等）	(略)	
		市	(略)		市	(略)	
		県	(略)		県	(略)	
		中部運輸局	(略)		中部運輸局	(略)	
123	<b>第1節 地域安全対策</b> (略)			<b>第1節 地域安全対策</b> (略)			
124	<b>第2節 交通対策</b> <b>1 県警察における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 強制排除措置 ア～ウ (略)			<b>第2節 道路交通規制等</b> <b>1 県警察における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 強制排除措置 ア～ウ (略)			対策の追加
125	(追加)  (5) 緊急通行車両の確認等 ア～イ (略)			<u>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u>  (5) 緊急通行車両の確認等 ア～イ (略)			

頁	旧	新	改正理由
125	<p>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(6) 交通情報の収集及び提供 交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</p> <p>(7)~(8) (略)</p> <p>(9) 大震災発生時の交通規制計画 大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</p>	<p>ウ 緊急通行車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(6) 大震災発生時の交通規制計画</u> <u>大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</u></p> <p>(7)~(8) (略)</p> <p>(削除) ※(6)に記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
126	<p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</p> <p><b>4</b> (略)</p>	<p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</u> <u>ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u> <u>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 警察官又は<u>道路管理者の命令</u>の指示を受けたときは、その<u>命令</u>や指示に従って車両を移動<u>等</u>すること。</p> <p><b>4</b> (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
126	<p><b>第3節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (追加)</p> <p>(3) (略) (追加)</p>	<p><b>第3節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 <u>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>対策の追加</p>
127		<p><b>2 中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) <u>状況の把握</u></p> <p>ア <u>道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>緊急輸送道路等の機能確保</u></p> <p>ア <u>甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための緊急輸送道路を最優先に道路啓開する。</u></p> <p>イ <u>緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅</u></p>	<p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
127	(追加)	<p><u>速な応急復旧を行う。</u></p> <p><u>ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</u></p> <p><u>(3) 情報の提供</u></p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(4) 応急資機材等の確保</u></p> <p><u>所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 県（建設部）における措置</b></p> <p><u>(1) 道路被害情報の収集</u></p> <p><u>ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市等から情報の収集に努める。</u></p> <p><u>イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
127  128		<p><u>ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。</u></p> <p>(2) <u>緊急輸送道路等の機能確保</u></p> <p><u>ア 甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための緊急輸送路を最優先に道路啓開する。</u></p> <p><u>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</u></p> <p><u>ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</u></p> <p>(3) <u>二次災害防止のための交通規制</u></p> <p><u>道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。</u></p> <p>(4) <u>情報の提供</u></p> <p><u>災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。</u></p>	対策の追加

頁	旧	新	改正理由												
		<p>(5) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により<u>速やかに応急復旧工事を行う。</u></p>													
128	<p><b>第4節 緊急輸送手段の確保</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 緊急輸送手段の確保</b></p> <p>(略)</p>													
130	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第10章 浸水対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第10章 浸水対策</b></p> <p>(略)</p>													
131	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第11章 避難者・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p> <p><b>第11章 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u></b></p>	表記の整理												
131	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。</p> <p>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>(移動) ※第3章へ移動</p> <p>○ 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。</p> <p>○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動<u>(帰宅)</u>を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(移動)</td> <td>(移動)</td> <td>(移動) ※第3章へ移動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(移動)	(移動)	(移動) ※第3章へ移動	愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定
区分	機関名	主な措置													
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
(移動)	(移動)	(移動) ※第3章へ移動													



頁	旧			新			改正理由
	第2節 避難所の開設	市	1(1) 避難所の開設 (略)	第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設・ <u>運営</u> (略)	表記の整理
		県	(略)		県	(略)	
	第3節 要配慮者支援 対策	市	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	第2節 要配慮者 <u>支援</u> 対策	市	(移動) ※第3章へ移動	構成の整理
			1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(4) 福祉避難所の設置 1(5) 福祉サービスの継続支援 1(6) 外国人への情報の提供と収集 2(1) 県に対する広域的な応援要請			(移動) ※第3章へ移動 1(1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(2) 福祉避難所の設置等 1(3) 福祉サービスの継続支援 1(4) 県に対する広域的な応援要請 1(5) 外国人への情報の提供と収集	
第4節 帰宅困難者対策	市	1(1) 帰宅困難者発生抑止のための広報等 1(2)(3) 徒歩帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所対策の実施	第3節 帰宅困難者対策	市	1(1) 帰宅困難者の <u>集中による混乱</u> 発生抑止のための広報等 1(2)(3) <u>帰宅困難者</u> に対する情報提供 1(4) 救助対策、 <u>避難所等</u> 対策の実施	表記の整理	
	事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制			<u>事業者、学校等</u>		2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、 <u>学生、顧客等</u> の一斉帰宅の抑制
	第1節 避難の勧告・指示 (略)			(移動) ※第3章へ移動			
131	第2節 避難所の開設 1 市における措置 (1) 避難所の開設			第1節 避難所の開設・ <u>運営</u> 1 市における措置 (1) 避難所の開設			表記の整理

頁	旧	新	改正理由
131	<p>市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～3</b> (略)</p>	<p>市は、災害のため、<u>避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>2～3</b> (略)</p>	<p>対策の整理</p>
132	<p><b>4 避難所の運営</b></p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(移動) ※(13)から移動</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(移動) ※(12)から移動</p>	<p><b>4 避難所の運営</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</u></p> <p><u>県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。</u></p> <p><u>(2) 避難者の把握</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 避難所が危険になった場合の対応</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 避難所運営における女性の参画等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 避難者への情報提供</u></p> <p>(略)</p> <p><u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</u></p> <p><u>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
132	<p>(追加)</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>情に配慮した広報の例</u>」を参考に配慮すること。</p> <p><u>(7) 要配慮者へ支援</u></p> <p>(略)</p>	<p>構成の整理</p>
133	<p>(追加)</p> <p>(8) (略)</p>	<p><u>(8) 物資の配給等避難者への生活支援</u></p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p>	<p>対策の追加</p>
	<p>(追加)</p>	<p><u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p>	<p>対策の追加</p>
	<p>(追加)</p> <p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p><u>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u></p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p>構成の整理</p>
	<p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p><u>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u></p> <p>(略)</p>	<p>構成の整理</p>
	<p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p><u>(11) ペットの取扱</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>(12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p>	<p>(移動) ※(6)へ移動</p>	
	<p>(13) 市は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避</p>	<p>(移動) ※(1)へ移動</p>	

頁	旧	新	改正理由
133	<p>難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(14) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p><u>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体の要請</u></p> <p>(略)</p> <p>5～6 (略)</p>	構成の整理
134	<p><b>第3節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) 外国人への情報の提供と収集 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(移動)</p> <p>※第3章へ移動</p> <p>(移動)</p> <p>※第3章へ移動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県に対する広域的な応援要請</u> 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。</p> <p>(5) <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア <u>市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> ウ <u>愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> エ <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
134	<p><b>第4節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>（追加）</p> <p>(1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>(2) 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>（追加）</p> <p>(3) 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>（追加）</p> <p>(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p> <p><b>2 事業所等における措置</b></p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p>	<p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 県（防災局）及び市における措置</b></p> <p>(1) 「<u>むやみに移動（帰宅）を開始しない</u>」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動<u>（帰宅）</u>を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、<u>帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u></p> <p>(2) <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u></p> <p>市及び県は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか</u>、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの<u>徒歩帰宅支援ステーション</u>の情報提供に努める。</p> <p>(3) <u>その他帰宅困難者への広報</u></p> <p>市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) <u>帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</u></p> <p>市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での<u>受入れ</u>が必要になった人への救助対策、<u>避難所等対策</u>を図る。</p> <p><b>2 事業所等における措置</b></p> <p><u>事業者</u>や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p>	<p>構成の整理</p> <p>愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
135	3 (略)	3 (略)	
136	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第12章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第12章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
136	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	
136	<b>第1節 給水</b> 1 (略) 2 <b>応急給水</b> (1)～(2) (略) (3) 応急給水量は、必要最小限1人1日約3リットルとするが、その後、施設の復旧状況により段階的に供給量を増加させる。 (4) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。 3 <b>飲料水の確保</b> (略)	<b>第1節 給水</b> 1 (略) 2 <b>応急給水</b> (1)～(2) (略) (3) 応急給水量は、 <u>飲料水として必要最小限1人1日約3リットルとする</u> が、その後、施設の復旧状況により段階的に供給量を増加させる。 (4) 給水の方法は、 <u>配水場等</u> からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。 3 <b>飲料水の確保</b> (略)	表記の整理
137	(1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道水源とし、これによることが不可能なときは、河川水及び各小学校に設けられた防災用井戸水をろ水機によりろ過した水とする。 (2)～(5) (略) 4 <b>飲料水の水質基準</b> 供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次の	(1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道水源とする。 <u>生活用水として使用する場合は</u> 、河川水及び各小学校に設けられた防災用井戸水をろ水機によりろ過した水とする。 (2)～(5) (略) 4 <b>飲料水の水質基準</b> 供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、	表記の整理

頁	旧	新	改正理由
	とおりにある。 (1)～(6) (略) 5～8 (略)	次のとおりである。 (1)～(6) (略) 5～8 (略)	
138	<b>第2節 食品の供給</b> 1 (略) 2 <b>主食等の備蓄</b> (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。	<b>第2節 食品の供給</b> 1 (略) 2 <b>主食等の備蓄</b> (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において <u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u> の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。	対策の整理
139	<b>3 米穀の原料調達</b> (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」により調達を図る。 (3) (略) (追加) 4～5 (略)	<b>3 米穀の原料調達</b> (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県 <u>応急用</u> 米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県 <u>応急用</u> 米穀取扱要領」により調達を図る。 (3) (略) (4) 市は、 <u>活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</u> 4～5 (略)	表記の整理  対策の追加
140	<b>第3節 生活必需物資の供給</b> (略)	<b>第3節 生活必需物資の供給</b> (略)	
142	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第13章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第13章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</b>	

頁	旧	新	改正理由
142	<p>■ 基本方針 (略)</p>	<p>■ 基本方針 (略)</p>	
142	<p>■ 主な機関の措置 (略)</p>	<p>■ 主な機関の措置 (略)</p>	
142	<p>第1節 環境汚染防止計画 (略)</p>	<p>第1節 環境汚染防止計画 (略)</p>	
142	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p><u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時には被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	表記の整理
145	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第14章 遺体の取扱い</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第14章 遺体の取扱い</p>	
145	<p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p><u>○ 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</u></p>	方針の追加



頁	旧	新	改正理由																								
145	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 196 387 244">区 分</th> <th data-bbox="387 196 573 244">機関名</th> <th data-bbox="573 196 1061 244">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 244 387 392">第1節 遺体の搜索</td> <td data-bbox="387 244 573 392">市</td> <td data-bbox="573 244 1061 392">1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 392 387 635">第2節 遺体の処理</td> <td data-bbox="387 392 573 635">市</td> <td data-bbox="573 392 1061 635">1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 635 387 730">第3節 遺体の埋火葬</td> <td data-bbox="387 635 573 730">市</td> <td data-bbox="573 635 1061 730">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1084 196 1290 244">区 分</th> <th data-bbox="1290 196 1476 244">機関名</th> <th data-bbox="1476 196 1964 244">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 244 1290 392">第1節 遺体の搜索</td> <td data-bbox="1290 244 1476 392">市</td> <td data-bbox="1476 244 1964 392">1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 392 1290 635">第2節 遺体の処理</td> <td data-bbox="1290 392 1476 635">市</td> <td data-bbox="1476 392 1964 635">1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 635 1290 730">第3節 遺体の埋火葬</td> <td data-bbox="1290 635 1476 730">市</td> <td data-bbox="1476 635 1964 730">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)	表記の整理
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(見分) 1(3) 応援要求																									
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求																									
第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																									
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求																									
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求																									
第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																									
145	<p><b>第1節 遺体の搜索</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検視(見分)</p> <p>遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(見分)を得る。</p> <p>現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。</p>	<p><b>第1節 遺体の搜索</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検視(調査)</p> <p>遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(調査)を得る。</p> <p>現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。</p> <p>※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)</p>	<p>表記の整理</p> <p>警察等が執り行う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p>																								

頁	旧	新	改正理由
	(3) (略) 2～3 (略)	(3) (略) 2～3 (略)	
146	<b>第2節 遺体の処理</b> <b>1 市における措置</b> (1) (略) (2) 遺体の検視(見分)及び検案 警察官の遺体の検視(見分)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視(見分)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 (4)～(5) (略) 2～3 (略)	<b>第2節 遺体の処理</b> <b>1 市における措置</b> (1) (略) (2) 遺体の検視(調査)及び検案 警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 (4)～(5) (略) 2～3 (略)	表記の整理
147	<b>第3節 遺体の埋火葬</b> (略)	<b>第3節 遺体の埋火葬</b> (略)	
148	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第15章 交通施設の応急対策</b> (略)	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第15章 交通施設の応急対策</b> (略)	
150	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第16章 ライフライン施設の応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第16章 ライフライン施設等の応急対策</b>	表記の整理
150	<b>■ 基本方針</b> ○ (略)	<b>■ 基本方針</b> ○ (略)	

頁	旧	新	改正理由																																		
150	<p>○ (略)</p> <p>○ 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="181 534 1061 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 上下水道施設対策</td> <td>水道事業者 (市、県)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道管理者 (市)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(移動)</td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社</td> <td>(移動) ※第3章第3節から移動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	第3節 上下水道施設対策	水道事業者 (市、県)	(略)	下水道管理者 (市)	(略)	(移動)	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(移動) ※第3章第3節から移動	<p>○ (略)</p> <p>○ 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、<u>導水施設</u>の機能を確保する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1084 534 1964 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 上下水道施設対策</td> <td>水道事業者 (市、県)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道管理者 (市)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第4節</u> <u>通信施設の応急措置</u></td> <td><u>電気通信事業者、移動通信事業者</u></td> <td><u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	第3節 上下水道施設対策	水道事業者 (市、県)	(略)	下水道管理者 (市)	(略)	<u>第4節</u> <u>通信施設の応急措置</u>	<u>電気通信事業者、移動通信事業者</u>	<u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理 表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 電力施設対策	中部電力	(略)																																			
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																			
第3節 上下水道施設対策	水道事業者 (市、県)	(略)																																			
	下水道管理者 (市)	(略)																																			
(移動)	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(移動) ※第3章第3節から移動																																			
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 電力施設対策	中部電力	(略)																																			
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																			
第3節 上下水道施設対策	水道事業者 (市、県)	(略)																																			
	下水道管理者 (市)	(略)																																			
<u>第4節</u> <u>通信施設の応急措置</u>	<u>電気通信事業者、移動通信事業者</u>	<u>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</u>																																			

頁	旧			新			改正理由
151		(移動)	(移動) ※第3章第3節から移動		<u>市、県、防災 関係機関</u>	3 <u>専用通信施設の応急措置</u>	構成の整理
	(移動)	(移動)	(移動) ※第3章第4節から移動	<u>第5節 郵便業務の応 急措置</u>	<u>日本郵便株式 会社</u>	<u>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維 持</u>	
151	<b>第1節 電力施設対策</b> <b>中部電力株式会社における措置</b>  (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア～イ (略) (追加)  (5)～(7) (略)			<b>第1節 電力施設対策</b> <b>1 中部電力株式会社、<u>関西電力株式会社及び電源開発株式会社</u>における措置</b> (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア～イ (略) <u>ウ 関係機関との連携</u> <u>路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u> (5)～(7) (略)			表記の整理          対策の追加
152	<b>第2節 ガス施設対策</b> (略)			<b>第2節 ガス施設対策</b> (略)			
153	<b>第3節 上下水道施設対策</b> <b>1 水道事業者（市）における措置</b> 被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。 なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。 (1) (略)			<b>第3節 上下水道施設対策</b> <b>1 水道事業者（市）における措置</b> 被害施設を短期間に復旧するため取水、 <u>導水施設</u> の十分な機能を確保し、 <u>配水場</u> から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。 (1) (略)			表記の整理

頁	旧	新	改正理由
	<p>(2) 応援の要請 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 応援の要請 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、<u>県外も含め</u>近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
154	<p><b>第3節 通信施設の応急措置</b> ※第3章第3節から移動</p> <p><b>1 西日本電信電話株式会社における措置</b> (追加)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>第4節 通信施設の応急措置</b></p> <p><b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> <u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>構成の整理 表記の整理 対策n追加</p>
155	<p>(4) 応援体制の確立 激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。</p> <p><b>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</b> (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(4) <u>災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。</u></p> <p><b>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</b> (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害用伝言板の運用</u> <u>震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。</u></p>	<p>表記の整理 対策の整理</p>

頁	旧	新	改正理由																						
	(3) (略) 3 (略)	(4) (略) 3 (略)																							
156	<b>第4節 郵便業務の応急措置</b> (移動) ※第3章第4節から移動	<b>第4節 郵便業務の応急措置</b> (略)	構成の整理																						
157	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第17章 住宅対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第17章 住宅対策</b>																							
157	<p>■ <b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。</li> </ul> <p>(追加)</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 1(2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) <u>被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置</u> 2(2) 判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	市	1(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 1(2) 判定活動の実施	県	2(1) <u>被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置</u> 2(2) 判定活動の支援	(追加)	(追加)	(追加)	<p>■ <b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の<u>設置</u>や被災住宅の応急修理、<u>障害物の除去</u>を実施し、住生活の安定に努める。</li> <li>○ <u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></li> </ul> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</td> <td>市</td> <td>1(1) <u>実施</u>本部の設置 1(2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 支援本部の設置 2(2) 判定活動の支援</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>被災住宅等の</u></td> <td><u>市、県</u></td> <td><u>被災住宅等の調査</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	市	1(1) <u>実施</u> 本部の設置 1(2) 判定活動の実施	県	2(1) 支援本部の設置 2(2) 判定活動の支援	第2節 <u>被災住宅等の</u>	<u>市、県</u>	<u>被災住宅等の調査</u>	<p>表記の整理</p> <p>方針の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																							
第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	市	1(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 1(2) 判定活動の実施																							
	県	2(1) <u>被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置</u> 2(2) 判定活動の支援																							
(追加)	(追加)	(追加)																							
区分	機関名	主な措置																							
第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	市	1(1) <u>実施</u> 本部の設置 1(2) 判定活動の実施																							
	県	2(1) 支援本部の設置 2(2) 判定活動の支援																							
第2節 <u>被災住宅等の</u>	<u>市、県</u>	<u>被災住宅等の調査</u>																							

頁	旧			新			改正理由
157				<u>調査</u>			表記の整理
	第2節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市 市、県、住宅 供給公社、都 市再生機構	1(1) 被災住宅の調査 2(1) 提供する住宅の選定・確保 2(2) 相談窓口の開設 2(3) 一時入居の終了 2(4) 使用料等の軽減措置 2(5) 応援協力の要請	第3節 公共賃貸住宅 等への一時入 居	市、県、住宅 供給公社、都 市再生機構	2(1) 提供する住宅の選定・確保 2(2) 相談窓口の開設 2(3) 一時入居の終了 2(4) 使用料等の軽減措置 2(5) <u>他の都道府県への</u> 応援協力の要 請	
	第3節 応急仮設住宅 の建設・住宅の 応急修理	市	1(1) 被災住宅の調査 1(2) 応急仮設住宅の建設 1(3) 応急修理の実施 1(4) 他市町村又は県に対する応援要 求 1(5) 応急修理に関する補助事務	第4節 応急仮設住宅 の <u>設置及び管 理運営</u>	市 県	1(2) 建設用地の確保 <u>1(5) 被災者の入居及び管理運営</u> 1(1) 応援協力の要請 1(3) 応急仮設住宅の建設 <u>1(4) 賃貸住宅の借上げ</u>	
	(追加)	(追加)	(追加)	第5節 住宅の <u>応急修 理</u>	市 県	2 応急修理に関する補助事務 <u>1(1) 応急修理の実施</u> <u>1(2) 応援協力の要請</u>	
	第4節 障害物の除去	市 県	(略)	第6節 障害物の除去	市 県	(略) 2 <u>他市町村又は県に対する応援協 力の要請</u>	
	157	<b>第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</b> 1～2 (略)			<b>第1節 被災建築物<u>応急危険度判定</u>及び被災宅地<u>応急危険度判定</u></b> 1～2 (略)		
158	(追加)			<b>第2節 被災住宅等の調査</b> <b>1 県（防災局、建設部）における措置</b> 県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入			対策の追加

頁	旧	新	改正理由
158		<p><u>居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。</u></p> <p>(1) <u>住家の被害状況</u></p> <p>(2) <u>被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市の要望事項</u></p> <p>(3) <u>住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定</u></p> <p>(4) <u>応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u></p> <p>(5) <u>その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p><u>市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への</u></p> <p><u>入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>住家の被害状況</u></p> <p>(2) <u>被災地における住民の動向</u></p> <p>(3) <u>応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u></p> <p>(4) <u>その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	
158	<p><b>第2節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</b></p> <p>市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</b></p> <p>市、県及び地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p><u>また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選</u></p>	<p>対策の整理</p>



頁	旧	新	改正理由
	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 応援協力の要請 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p> <p><b>3</b> (略)</p>	<p><u>定・確保し、空家の提供に協力する。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>他の都道府県への応援協力の要請</u> 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を<u>行い、必要な戸数の確保に努める。</u></p> <p><b>3</b> (略)</p>	<p>表記の整理</p>
159	<p><b>第3節 応急仮設住宅の建設・住宅の応急修理</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 被災住宅の調査 市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な次の調査を実施する。</p> <p>ア 住宅の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設 市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住住宅の安定を図る。</p> <p>ア 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定等に関する基本的事項は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 建設用地の選定 a 応急仮設住宅の建設予定地は、災害時の状況によるが、原則として次の順に選定する。</p>	<p><b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b></p> <p><b>1 県（建設部）及び市における措置</b></p> <p>県は、<u>災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p>(1) 応援協力の要請 市は、<u>住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u></p> <p>県は、応急仮設住宅の<u>設置</u>に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(2) 建設用地の確保 ア <u>市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。</u> なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	旧	新	改正理由
159	<p>(a) 公有地</p> <p>(b) 国有地</p> <p>(c) 企業等の民有地</p> <p>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p>	<p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p><u>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</u></p>	表記の整理
160	<p>b 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく</p> <p>(a) 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。</p> <p>(b) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。</p> <p>(イ) 入居者の選定</p> <p>a 応急仮設住宅に収容する入居者の選定は、住宅の必要度の高いものより順次選ぶものとする。</p> <p>(a) 生活保護法の要保護者</p> <p>(b) 特定の資産のない失業者</p> <p>(c) 特定の資産のない未亡人、母子世帯</p> <p>(d) 特定の資産のない高齢者、病弱者、障害者</p> <p>(e) 特定の資産のない労働者</p> <p>(f) 特定の資産のない小企業者</p> <p>(g) 前各号に準ずる者</p> <p>b 県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。また必要に応じ、民生委員から意見を聴く等被災者の資力と生活</p>	<p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(7) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>ウ 建設方法</p> <p>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。</p> <p>ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) <u>賃貸住宅の借上げ</u></p>	

頁	旧	新	改正理由
160	<p>条件を十分調査の上決定する。</p> <p>なお、収容にあつては災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>(ウ) 管理</p> <p>応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</p> <p>応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>(エ) 供与の期間</p> <p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。</p>	<p><u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u></p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p><u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p>ア 入居対象者</p> <p>地震災害により被災し、<u>原則として</u>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>(イ) 居住する住家がない者であること。</p> <p>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市に委託し、当該市がこれを行う。</p> <p>なお、<u>入居者の選定</u>にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市に委託し、当該市がこれを行う。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を</p>	
159			

頁	旧	新	改正理由
161		<p>推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</p> <p>エ 供与の期間                      入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。<u>なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p> <p><b>2 災害救助法の適用等</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) <u>災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u></p>	
161	<p>(移動) ※第3節1(3)から移動</p> <p>(3) 応急修理の実施                      被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。                      ア～カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3 災害救助法の適用</b>                      災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び</p>	<p><b>第5節 住宅の応急修理</b></p> <p><b>1 県（建設部）における措置</b>  <u>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) 応急修理の実施                      (削除)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
162			

頁	旧	新	改正理由																												
	期間については、災害救助法施行細則による。 (追加)	び期間については、災害救助法施行細則による。 <u>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u>	対策の整理																												
162	<b>第4節 障害物の除去</b> (略)	<b>第6節 障害物の除去</b> (略)																													
164	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第18章 応急教育</b>	<b>第3編 災害応急対策</b> <b>第18章 <u>学校における対策</u></b>	表記の整理																												
164	<b>■ 基本方針</b> (略) <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 学校の緊急措置</td> <td>市教育委員会</td> <td>(追加) (1) 児童・生徒の緊急避難等 (2) 被害状況等の把握 (3) 帰宅の決定と安全対策 (4) 避難場所指定時の対応 (5) 施設設備等の使用の便宜 (6) 臨時休校等の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>市教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急な教育活動についての広報</td> <td>市教育委員会</td> <td>広(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 学校の緊急措置	市教育委員会	(追加) (1) 児童・生徒の緊急避難等 (2) 被害状況等の把握 (3) 帰宅の決定と安全対策 (4) 避難場所指定時の対応 (5) 施設設備等の使用の便宜 (6) 臨時休校等の措置	第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	(略)	(追加)	(追加)	第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	広(略)	<b>■ 基本方針</b> (略) <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 学校の緊急措置</td> <td><u>市、市教育委員会</u></td> <td>1(1) <u>災害情報等の把握・伝達</u> 1(2) 児童・生徒の緊急避難等 1(3) 被害状況等の把握 1(4) 帰宅の決定と安全対策 1(5) 避難場所指定時の対応 1(6) 施設設備等の使用の便宜 1(7) 臨時休校等の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>市教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>市</u></td> <td><u>(3) 他市町村又は県に対する応援要請</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 応急な教育活動についての広報</td> <td>市教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 学校の緊急措置	<u>市、市教育委員会</u>	1(1) <u>災害情報等の把握・伝達</u> 1(2) 児童・生徒の緊急避難等 1(3) 被害状況等の把握 1(4) 帰宅の決定と安全対策 1(5) 避難場所指定時の対応 1(6) 施設設備等の使用の便宜 1(7) 臨時休校等の措置	第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	(略)	<u>市</u>	<u>(3) 他市町村又は県に対する応援要請</u>	第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	(略)	対策の追加
区分	機関名	主な措置																													
第1節 学校の緊急措置	市教育委員会	(追加) (1) 児童・生徒の緊急避難等 (2) 被害状況等の把握 (3) 帰宅の決定と安全対策 (4) 避難場所指定時の対応 (5) 施設設備等の使用の便宜 (6) 臨時休校等の措置																													
第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	(略)																													
	(追加)	(追加)																													
第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	広(略)																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 学校の緊急措置	<u>市、市教育委員会</u>	1(1) <u>災害情報等の把握・伝達</u> 1(2) 児童・生徒の緊急避難等 1(3) 被害状況等の把握 1(4) 帰宅の決定と安全対策 1(5) 避難場所指定時の対応 1(6) 施設設備等の使用の便宜 1(7) 臨時休校等の措置																													
第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	(略)																													
	<u>市</u>	<u>(3) 他市町村又は県に対する応援要請</u>																													
第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	(略)																													

頁	旧			新			改正理由
	第4節 教科書・学用品 等の給与	市教育委員会	(略)	第4節 教科書・学用品 等の給与	市教育委員会	(略)	
164	<b>第1節 学校の緊急措置</b> <b>1 市及び市教育委員会における措置</b> (追加)			<b>第1節 学校の緊急措置</b> <b>1 市及び市教育委員会における措置</b> <u>(1) 災害情報等の把握・伝達</u> <u>学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。</u> <u>ア 市立学校等</u> <u>津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。</u> <u>イ 国立私立学校等</u> <u>各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。</u>			対策の追加
	(2)～(7) (略)			(2)～(7) (略)			
165	<b>第2節 教育施設及び教職員の確保</b> (略)			<b>第2節 教育施設及び教職員の確保</b> (略)			
166	<b>第3節 応急な教育活動についての広報</b> (略)			<b>第3節 応急な教育活動についての広報</b> (略)			
166	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b> (略)			<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b> (略)			
167	<b>第4編 災害復旧</b> <b>第1章 民生安定のための緊急措置</b>			<b>第4編 災害復旧</b> <b>第1章 民生安定のための緊急措置</b>			

頁	旧	新	改正理由																																										
167	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p>																																											
167	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>2 義援金品の受付</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生活再建支援 法人</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>5 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 金融対策</td> <td>東海財務局、 日銀名古屋支 店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)	(追加)	(追加)	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金品の受付	県社会福祉協 議会	(略)	生活再建支援 法人	4 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	5 義援金品の受付、配分	第2節 金融対策	東海財務局、 日銀名古屋支 店	(略)	県	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1節 義援金その他 資金等による 支援</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 義援金の受付、配分 2(2) 災害見舞金の支給 2(3) 被災者に関する情報の提供</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>3 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県会 館)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>6 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 金融対策</td> <td>東海財務局、 日銀名古屋支 店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)	県	2(1) 義援金の受付、配分 2(2) 災害見舞金の支給 2(3) 被災者に関する情報の提供	日本赤十字社 愛知県支部	3 義援金品の受付、配分	県社会福祉協 議会	(略)	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県会 館)	5 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	6 義援金品の受付、配分	第2節 金融対策	東海財務局、 日銀名古屋支 店	(略)	県	(略)	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																											
第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)																																											
	(追加)	(追加)																																											
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金品の受付																																											
	県社会福祉協 議会	(略)																																											
	生活再建支援 法人	4 被災者生活再建支援金の支給																																											
報道機関等	5 義援金品の受付、配分																																												
第2節 金融対策	東海財務局、 日銀名古屋支 店	(略)																																											
	県	(略)																																											
区分	機関名	主な措置																																											
第1節 義援金その他 資金等による 支援	市	(略)																																											
	県	2(1) 義援金の受付、配分 2(2) 災害見舞金の支給 2(3) 被災者に関する情報の提供																																											
	日本赤十字社 愛知県支部	3 義援金品の受付、配分																																											
	県社会福祉協 議会	(略)																																											
	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県会 館)	5 被災者生活再建支援金の支給																																											
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分																																											
第2節 金融対策	東海財務局、 日銀名古屋支 店	(略)																																											
	県	(略)																																											

頁	旧			新			改正理由
168	第3節 市税及び国民健康保険税の減免等	市	(略)	第3節 市税及び国民健康保険税の減免等	市	(略)	対策の追加
	第4節 住宅等対策	市	(1) 応急仮設住宅の建設 (2) 災害公営住宅の建設 (3) 被災住宅等の復旧相談	第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談	
		(追加)	(追加)		県	2(1) 災害公営住宅の建設(市において建設が困難な場合) 2(2) 復旧相談に係る協力要請	
		(追加)	(追加)		住宅金融支援機構 東海支店	3 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等	
	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 労働者対策	愛知労働局	1(1) 相談窓口の設置 1(2) 事業主への監督指導等 1(3) 労災病院等への要請 1(4) 労災補償の給付 1(5) 職業のあっせん 1(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給	
	第5節 暴力団等のへの対策	県警察	(略)	第5節 暴力団等のへの対策	県警察	(略)	
		県、市	(略)		県、市	(略)	



頁	旧	新	改正理由
<p>168</p> <p>168</p>	<p><b>第1節 義援金その他資金等による支援</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 被災者生活再建支援法人における措置 (略)</p> <p>5～11 (略)</p>	<p><b>第1節 義援金その他資金等による支援</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 県(会計局、健康福祉部、防災局)における措置</b></p> <p>(1) 義援金の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に寄託して配分する。</p> <p>(2) 災害見舞金の支給 地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p>(3) 被災者に関する情報の提供 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>5 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)における措置</b> (略)</p> <p>6～12 (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
<p>171</p>	<p><b>第2節 金融対策</b> (略)</p>	<p><b>第2節 金融対策</b> (略)</p>	
<p>172</p>	<p><b>第3節 市税及び国民健康保険税の減免等</b> (略)</p>	<p><b>第3節 市税及び国民健康保険税の減免等</b> (略)</p>	

頁	旧	新	改正理由
<p>172</p> <p>173</p>	<p><b>第4節 住宅等対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第4節 住宅等対策</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><b>2 県(建設部)における措置</b></p> <p><u>(1) 災害公営住宅の建設</u></p> <p>被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p><u>(2) 復旧相談に係る協力要請</u></p> <p>被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</p> <p><b>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</b></p> <p>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>	<p>対策の追加</p>
<p>173</p>	<p>(追加)</p>	<p><b>第5節 労働者対策</b></p> <p><b>1 愛知労働局における措置</b></p> <p><u>(1) 相談窓口の設置</u></p> <p>通院していた病院が倒壊等の被害に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事</p>	<p>対策の追加</p>

頁	旧	新	改正理由
173		<p><u>業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。</u></p> <p>(2) <u>事業主への監督指導等</u></p> <p>ア <u>危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。</u></p> <p>イ <u>応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>労災病院等への要請</u></p> <p><u>被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。</u></p> <p>(4) <u>労災補償の給付</u></p> <p><u>被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</u></p> <p>(5) <u>職業のあっせん</u></p> <p>ア <u>災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保につとめる。</u></p> <p>イ <u>被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。</u></p>	対策の追加
174			

頁	旧	新	改正理由
		<p>(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給</p> <p><u>激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。</u></p>	
174	<p><b>第5節 暴力団等への対策</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第6節 暴力団等への対策</b></p> <p>（略）</p>	
175	<p><b>第4編 災害復旧</b></p> <p><b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第4編 災害復旧</b></p> <p><b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p>（略）</p>	
178	<p><b>第4編 災害復旧</b></p> <p><b>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第4編 災害復旧</b></p> <p><b>第3章 震災復興都市計画の決定手続き</b></p> <p>（略）</p>	
180	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p> <p><b>第1章 対策の意義</b></p>	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p> <p><b>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</b></p>	表記の整理
180	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <p>（略）</p>	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>（略）</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <p>（略）</p>	
180	<p><b>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2節 東海地震に関連する情報</b></p>	<p><b>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2節 東海地震に関連する情報</b></p>	

頁	旧	新	改正理由								
180	<p><b>1 情報の種類</b> (略) (追加)  (表中)</p> <table border="1" data-bbox="239 389 1005 732"> <thead> <tr> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 (追加)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 (追加)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	東海地震予知情報 (追加)	東海地震注意情報 (追加)	東海地震に関連する調査情報 (追加)	<p><b>1 情報の種類</b> (略) <u>なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</u> (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1144 389 1910 732"> <thead> <tr> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 <u>カラーレベル赤</u></td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 <u>カラーレベル黄</u></td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 <u>カラーレベル緑</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	東海地震予知情報 <u>カラーレベル赤</u>	東海地震注意情報 <u>カラーレベル黄</u>	東海地震に関連する調査情報 <u>カラーレベル緑</u>	対策の追加
種類											
東海地震予知情報 (追加)											
東海地震注意情報 (追加)											
東海地震に関連する調査情報 (追加)											
種類											
東海地震予知情報 <u>カラーレベル赤</u>											
東海地震注意情報 <u>カラーレベル黄</u>											
東海地震に関連する調査情報 <u>カラーレベル緑</u>											
182	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第2章 地震災害対策本部の設置等</b></p>	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第2章 地震災害対策本部の設置等</b></p>									
182	<p>■ <b>基本方針</b> (略)  ■ <b>主な機関の措置</b> (略)</p>	<p>■ <b>基本方針</b> (略)  ■ <b>主な機関の措置</b> (略)</p>									
183	<p><b>第1節 災害対策本部の設置等</b> <b>1 市における措置</b> (略) (1) 江南市災害対策本部 ア～ウ (略)</p>	<p><b>第1節 災害対策本部の設置等</b> <b>1 市における措置</b> (略) (1) 江南市災害対策本部 ア～ウ (略)</p>									

頁	旧	新	改正理由
	エ 本部の標識等 (略) (7) 標示板 本部を設置したときは、標示板を市役所玄関前に掲示する。  <b>2～3</b> (略)	エ 本部の標識等 (略) (7) 標示板 本部を設置したときは、標示板を <u>防災センター</u> 玄関前に掲示する。  <b>2～3</b> (略)	対策本部の移動
184	<b>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</b> (略)	<b>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</b> (略)	
185	<b>第3節 警戒宣言発令時の広報</b> <b>1～2</b> (略)	<b>第3節 警戒宣言発令時の広報</b> <b>1～2</b> (略)	対策の整理
186	<b>3 広報手段等</b> (略) (追加)	<b>3 広報手段等</b> (略) <u>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</u>	
187	<b>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</b> (略)	<b>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</b> (略)	
189	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	
189	<b>■ 基本方針</b> (略)	<b>■ 基本方針</b> (略)	

頁	旧	新	改正理由																								
188	<p><b>■ 主な関係機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 196 387 244">区 分</th> <th data-bbox="387 196 573 244">機 関 名</th> <th data-bbox="573 196 1061 244">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 244 387 440">第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</td> <td data-bbox="387 244 573 440">(略)</td> <td data-bbox="573 244 1061 440">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 440 387 794">第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td data-bbox="387 440 573 794">(略)</td> <td data-bbox="573 440 1061 794">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 504 387 794"></td> <td data-bbox="387 504 573 794">西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社</td> <td data-bbox="573 504 1061 794">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)		西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(略)	<p><b>■ 主な関係機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1084 196 1290 244">区 分</th> <th data-bbox="1290 196 1476 244">機 関 名</th> <th data-bbox="1476 196 1964 244">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1084 244 1290 440">第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</td> <td data-bbox="1290 244 1476 440">(略)</td> <td data-bbox="1476 244 1964 440">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 440 1290 794">第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td data-bbox="1290 440 1476 794">(略)</td> <td data-bbox="1476 440 1964 794">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 504 1290 794"></td> <td data-bbox="1290 504 1476 794"><u>電気通信事業者、移動通信事業者</u></td> <td data-bbox="1476 504 1964 794">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)		<u>電気通信事業者、移動通信事業者</u>	(略)	表記の整理
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)																									
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)																									
	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	(略)	(略)																									
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)																									
	<u>電気通信事業者、移動通信事業者</u>	(略)																									
190	<p><b>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他の生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活物資について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	<p><b>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他の生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活物資について、3日分<u>以上</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p>	対策の整理																								

頁	旧	新	改正理由
191	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b> 1～6 (略)	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b> 1～6 (略)	
193	<b>7 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</b>  (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。  (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。	<b>7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</b>  (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u>KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社</u> は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。  (2) (略)	表記の整理  表記の整理
194	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
194	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	
196	<b>第1節 避難対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 屋外における避難生活の運営 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。	<b>第1節 避難対策</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (3) 屋外における避難生活の運営 <u>避難場所</u> で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。	表記の整理



頁	旧	新	改正理由
197	<p>(4) 徒歩による避難の誘導 避難対象地区内の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>(5) 災害時要援護者に対する支援・配慮 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち市が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 県（防災局、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 市が行う避難対策への協力 (略) ア 県の管理する施設を避難所、避難地として開設する際の協力 イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3～4 (略)</b></p>	<p>(4) 徒歩による避難の誘導 避難対象地区内の居住者等が<u>避難場所</u>まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>に対する支援・配慮 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を<u>受入れる</u>施設のうち市が管理する施設については、<u>避難者</u>の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、外国人に対する情報伝達においては、多言語<u>ややさしい</u>日本語、<u>ピクトグラム（案内用図記号）</u>による伝達ができるように配慮する。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 県（防災局、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 市が行う避難対策への協力 (略) ア 県の管理する施設を避難所、<u>避難場所</u>として開設する際の協力 イ 避難にあたり他人の介護を必要とする者を<u>受入れる</u>施設のうち県が管理するものについて、<u>避難者</u>の救護のため必要な措置</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3～4 (略)</b></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>
198	<p><b>第2節 消防、浸水等対策</b> (略)</p>	<p><b>第2節 消防、浸水等対策</b> (略)</p>	

頁	旧	新	改正理由
199 201	<p><b>第3節 社会秩序の維持及び道路交通対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第3節 社会秩序の維持及び道路交通対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u></p>	対策の追加
201	<p><b>第4節 鉄道</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 鉄道</b></p> <p>(略)</p>	
202 203	<p><b>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><b>6 通信会社における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7 (略)</b></p>	<p><b>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><b>6 通信事業者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7 (略)</b></p>	表記の整理
204	<p><b>第6節 生活必需品の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄の周知徹底</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないことを平常時から周知徹底に努める。</p>	<p><b>第6節 生活必需品の確保</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄の周知徹底</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならないことを平常時から</p>	対策の整理

頁	旧	新	改正理由
		周知徹底に努める。	
204	<b>第7節 金融対策</b> (略)	<b>第7節 金融対策</b> (略)	
206	<b>第8節 郵政事業対策</b> (略)	<b>第8節 郵政事業対策</b> (略)	
206	<b>第9節 病院、診療所</b> (略)	<b>第9節 病院、診療所</b> (略)	
206	<b>第10節 緊急輸送</b> (略)	<b>第10節 緊急輸送</b> (略)	
207	<b>第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</b> (略)	<b>第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策</b> (略)	
208	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策</b>	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策</b>	
208	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	■ <b>基本方針</b> (略) ■ <b>主な機関の措置</b> (略)	
208	<b>第1節 道路及び河川</b> (略)	<b>第1節 道路及び河川</b> (略)	
208 209	<b>第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) (追加)	<b>第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</b> <b>1 市における措置</b> (1)～(2) (略) <u>(3) 病院</u> <u>強化地域内外の県立病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとるものとする。</u>	対策の追加

頁	旧	新	改正理由
210	(4) (略)	<p><u>ア 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>(7) 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。</u></p> <p><u>(4) 診療は継続する。</u></p> <p><u>(7) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。</u></p> <p><u>イ 警戒宣言が発せられた場合</u></p> <p><u>(7) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。</u></p> <p><u>(4) 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。</u></p> <p>(4) (略)</p>	
210	<b>第3節 工事中の建築物等に対する措置</b> (略)	<b>第3節 工事中の建築物等に対する措置</b> (略)	
211	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第6章 市民のとりべき措置</b> (略)	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b> <b>第6章 市民のとりべき措置</b> (略)	
213	<b>第6編 地震防災対策推進計画</b> (略)	<b>第6編 地震防災対策推進計画</b> (略)	